

平成26年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 6号 平成25年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第 7号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に認定について
- 日程第 3 議案第 8号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 9号 平成25年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第10号 平成25年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 発議第 1号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主査	古畑貴子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は、決算認定議案が提出されておりますので、綱島 勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴に当たっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定してお願いいたします。

（午前10時00分）

○議長（中村俊六郎君） これより議員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第6号 平成25年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第6号 平成25年度御宿町水道事業決算について、ご説明させていただきます。

初めに事業の概要でございますが、決算書の、お手元にお配りしてございます決算書の12ページをお開きください。

12ページの一番上段になりますが、給水戸数からになります。年度末における給水戸数は3,760戸となり、前年度に比べ33戸の増となりました。住宅の新築等によるもので、主として口径20ミリの加入でございます。

中段ハになりますが、年間の総給水量は98万6,670立方メートル、前年と対比いたしますと7.7%の増加であり、日最大の給水量は4,540立方メートルでございました。

また、年間給水量に対する有収水量でございますが、一番下の段ニになります。93万3,590立方メートルであり、有収率では94.62%となりました。給水管の漏水等により前年度に比べ2.78ポイント減少する結果となりました。

なお、総給水量のうち南房総広域水道企業団からの受水量は35万1,325立方メートルでございます。

続いて、工事の概況についてご説明させていただきます。

11ページ、左側のページをごらんください。

中段になります、建設改良にかかわる1件当たり100万円以上の工事について表にまとめさせていただきました。

内容といたしましては、浄水施設における次亜塩素素注入設備の更新や配水施設における受電盤、制御盤の更新等であり、建設改良にかかわる工事費の合計額は消費税を含め3,297万1,937円となりました。

続きまして、下段の(2)設計、調査の状況ということでございますが、一番下の段に書いてございます配水管洗浄業務委託につきましては121万5,000円となっております。

次に、経理の状況についてご説明させていただきます。

決算書1ページにお戻りください。

まず初めに、収益的収支の決算状況でございます。

予算にいたしますと第3条予算にかかわる決算でございますが、水道事業収益が2億8,297万6,802円で、前年度に比べ3.7%の増となりました。

内訳といたしましては、給水料など営業収益が2億4,348万4,224円、町及び県からの高料金対策補助金など、営業外収益が3,949万2,578円です。

支出でございますが、水道事業費用は2億7,115万8,695円となり、前年度と比べまして1.4%の減となりました。

内容といたしましては、受水費や減価償却費など、営業費用が2億6,458万6,435円で、全体の約7割を占めております。

その他、企業債利子や消費税精算納付など、営業外費用が657万2,260円です。

なお、特別損失及び予備費の支出はございませんでした。

この結果、収支ベースで見ますと、消費税影響額を除き、1,048万214円の当年度純利益が発生いたしました。本収支にかかわる損益計算書につきましては、5ページに添付しておりますのでご参照ください。

続いて、資本的収支の決算状況に移らせていただきます。

3ページをお開きください。

資本的収入額は、687万7,500円となり、主な内容は水道加入金並びに中山間地域総合整備事業に伴う工事負担金です。

また、資本的支出は、4,111万7,300円で、内容といたしましては、先ほど事業概要で申し上げました建設改良工事費と企業債償還金です。

また、建設改良にかかわる翌年度繰越額5,602万2,554円につきましては、さきの定例会にて繰越計算書のご報告をいたしました浄水施設にかかわる水質計器更新、非常用自家発電設備改修、送水ポンプ更新、給水ポンプ用フード弁更新にかかわるものでございます。

収入が支出に対して不足する3,423万9,800円につきましては、当年度分消費税、資本的収支調整額133万676円と、過年度分損益勘定留保資金3,290万9,124円で補填することといたしました。

なお、貸借対照表につきましては8ページに添付しておりますのでご参照ください。

また、科目ごとの明細につきましては、15ページから17ページにまとめてございます。

次に、各指標に基づく経営分析でございますが、26ページをごらんください。

26ページ、中段の経営分析(2)になりますが、1立方メートル当たりの水の利用料を示す供給単価は、248.12円となりました。前年度に比べ、1.39円の減となり、料金等の改定を行っていないことから、大きな変動はございませんでした。

一方、1立方メートル当たりの水をつくる費用を示す給水原価は279.46円となり、収益的収支の抑制により、前年度に比べ18.27円減少できました。

また、資本費につきましては、149.36円で、有収水量が増加したことから7.5円の減少となっております。

経営の健全化に大きく影響する給水原価と給水単価の均衡においては、給水原価の下がった

ことで、前年度に比べ好転はしているものの、依然として31.34円の乖離が生じています。有収率の向上や経常経費の抑制はもちろん、決算審査意見書にご指摘いただいた内容を十分に踏まえ、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、28ページをお開きください。

平成25年度における降水量並びにダムの貯水量についてご報告申し上げます。

25年度における年間の降水量は、2,600ミリとなりました。ダムの貯水率につきましては、一番下のグラフでわかりますように、9月1日から9月15日の間が最も低く、一番低いときで64.2%という貯水率でございました。

なお、節水の呼びかけにつきましては、貯水率が50%になった段階において呼びかけを行いますので、昨年度においては、そこまでの緊急的な状態にはなっておりません。

以上で説明を終えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成25年度の御宿町水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成26年6月23日、午後2時30分から役場会議室におきまして、新井監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。なお、詳細につきましては、平成25年度御宿町水道事業決算審査意見書によって報告してございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まず1点目は、この未収金を含めて滞納金がございますけれども、監査として、25年度、どういう不納欠損をしたのか。何件くらい、どういう形のものが不納欠損したのかというのがまず1点。

で、また今後、前にも申してありますけれども、料金、税金で、大体、多分、多重になっていると思うんですね。そういうものについて、一体となって処理していくという方向を行政全体で見ていただきたい。まず、それ1点。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず未収金の状況でございますが、未収金につきましては、昨年度、24年度末と比較をいたしまして、25年度末においては約1,400万円程度の増加ということで、大幅に増加をいたしました。

これにつきましては、大口の口径のところにおいて漏水等が発生をしたことにより若干、納付が基準日からおくられているというような状況によるものでございます。

議員ご指摘の不納欠損処理ということでございますが、25年度における不納欠損につきましては、実施はしてございません。

また、今後における滞納額とかの整理、それから、未収金の解消に当たっての方策ということでございますが、こちらにつきましては、水道料金、それから、他の公共料金を含めまして、重なっている部分も多く、全庁的な検討が必要になってくるかとは思いますが、

監査におきましても未収金の解消については、例月監査ごとにご指摘をいただいております、その都度、徴収の状況を説明させていただいております。

わずかながらではございますが、解消傾向にはあるものの、依然として、大口とか過去におけるの累積は、課題が残ります。ご指摘いただいた内容について、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） もう1点は、6月の議会で議案取り下げになった32条がございますね。金額は多少なんですけれども、それが平成10年から請求書を出していなかった。で、それは、課長が言われたように、確かに、自治法の236条と171条の5で処理できる、それはわかっているんですけれども。じゃ、この5年間、監査が正しいと言っていて、結局、抜け落ちているんですね。本来、条例が生きているんですよ。それを、条例を廃止していない中で、決算はずっと正しいと言ってきたけれども、集金してなかった。これについて、コメントがない、幾ら何でも。電卓たたっているだけではないんですよ。条例の執行をしていない中で、関係書類で正しいということは、正しくない。処理できるのはわかっていますよ。処理していなかったことに対して監査報告で1つも触れていないじゃないですか。それは、金額は多少ですよ。多少ですけれども、条例は反映していないですから。で、処理もできることは承知していますけれども、一言触れるべきではないですか。15年間、監査でミスだったということを今指摘しておきますけれども、やっぱり、監査で、関係書類が正しいということは言えないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 網島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） ただいまの質問につきましては、条例の中で手数料の一部が取られていなかったというような指摘だと思いますが、実際に、監査のほうに提出されたものについては、収入、それと諸帳簿に例月検査でそれを挙げているわけで、そこに入ってきていなかったというのは、条例等をその収入の、その辺の監査、それは例月ではなく定期検査なりの中で、それを見逃していたことは事実だと思います。

そういう中で、例月監査については、既に収入が上げられたものの諸帳簿について監査をしているというような状況でございますので、今後、その条例については、執行部について、定期監査なりを実施しながら、その辺の改善を求めていきたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、月例検査は出た伝票だけだと言うんですけれども、これ、毎年、ずっと、5年間やってきたわけですよ。で、内部の決算書は監査しか見られないわけですよ、担当課と。そういう中で、これを指摘したとしても、決算書には載ってこないわけですね。載ってこないものは、じゃ、ずっとそうなのか。やっぱり、そこに監査の権限があるわけですよ。条例を見て監査していくわけでしょう。月例はそうかもしれないけれども。15年間、そうなんです。15年間、指定業者を変えたときからずっとそうになっているというものは、決算の中にも載っていないし、これは、どこでこういう形がわかるのかって、監査しかわからないんですよ。そういう中で、やっぱり、6月に問題になったら、触れるべきですよ、当然ですよ。月例監査は月例監査、定期検査で、決算ですもの。それを触れない自体が異常ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） ただいまの指摘は、条例等を当然、収入を定期的に見ろというようなことだと思いますが、実際に執行部が条例に基づいて執行しているというような考え方に基づいて私どもは監査をしているわけでございまして、この間の、その条例とそぐわない点、それについては、前も定期監査において条例を見直すようにというようなことで、執行部には指示してございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後です。要するに、出てきた伝票しか見ない、条例は精査しない。条例に基づいて執行部が執行している、業務を。そうしたら、どこで判断するんですか。条例に基づいてその執行が正しいかというのが監査の仕事じゃないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） 確かに、条例に基づいて執行するということが建前でござい

ますし、それが当然でございます。そういう中で、条例、定期監査等におきまして、条例と照らし合わせるときも、その点を照らし合わせて定期監査を行うということもございまして、それも実際に行った結果の中では、そのように、執行部に対して指導を、また、指摘をしてございますので、その後、執行部がそれに対しての対応を今後なされていくというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第7号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第7号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

初めに、御宿町国民健康保険特別会計決算概要書の1ページをごらんください。

国保の加入状況でございますが、平成25年度平均加入者数は、対前年度比1.2%減の3,238人、平均加入世帯数も0.1%減の1,851世帯となっております。

全住民との比較につきましては、加入者が40.8%、世帯数が50.6%の減となっております。

決算収支につきましては、歳入総額13億4,265万3,707円、歳出総額12億5,573万6,571円となりました。

前年度と比較いたしますと、歳入は2.7%増、歳出は、2.9%の増でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支は、8,691万7,136円で、全額を平成26年度へと繰り越します。

また、年度の繰越金、基金等を差し引きました実質単年度収支額におきましては、1,761万7,948円の黒字となっております。

2ページから5ページは各科目の説明となります。

次、6ページの決算の比較をごらんください。

各科目の決算額、全体から見た構成比、前年度比率を表にしております。決算額は1,000円単位に丸めております。

歳入では、交付金等の増額により2.7%、3,520万5,000円の増収となっております。

歳出においては、諸支出金の国庫支出金の精算により30.4%、1,183万6,000円の増額となっております。

7ページから11ページには、その他の医療費等の推移を記載しております。

12ページは、課税状況の推移、13ページは基金保有状況の推移でございます。

平成25年度は、1,800万円を増額いたしまして、保有額7,961万9,718円となりました。

14ページには、収支状況の推移の表を資料としてまとめてございます。参考としてごらんいただければと思います。

続きまして、平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

7ページの歳入歳出事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、調定額4億6,558万7,836円、収入済額3億1,283万1,038円、収納率67.19%は前年度と比較いたしまして1.45%の増でございます。

内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。

2款使用料及び手数料、調定額、収入済額ともに17万8,400円は、督促手数料です。1件当たり100円となります。

3款国庫支出金、調定額、収入済額ともに2億7,892万7,450円、一般被保険者分の保険給付費と介護給付費納付金、後期高齢者支援金を国が負担するものでございます。

内訳は、備考欄のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金、調定額、収入済額ともに6,737万8,695円、退職被保険者の医療費等に対する交付金でございます。

退職医療費から保険税等を控除したものが社会保険診療支払基金から交付されます。

5款前期高齢者交付金、調定額、収入済額ともに3億2,304万2,838円でございます。

65歳以上の前期高齢者の医療費に対し、支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金、調定額、収入済額ともに7,168万6,732円、高額医療費拠出金及び特定健康診査等事業費に対し県から補助されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、調定額、収入済額ともに1億2,688万5,117円、県内における市町村の保険料の平準化や安定化を図るために、市町村ごとの拠出により実施している共同事業でございます。

8款繰入金、調定額、収入済額ともに7,038万3,018円、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、保険税負担能力の低い低所得者に対しての税軽減相当分を一般会計から国保会計に繰り入れるものでございます。

9款繰越金、調定額、収入済額ともに8,729万9,188円、平成24年度からの繰越金でございます。

10款諸収入、調定額、収入済額ともに404万1,231円、1項の延滞金加算金及び13ページ2項雑入は、第三者行為納付金及び特定健康診査受診者からの徴収金でございます。

以上、歳入調定額14億9,541万505円、収入済額13億4,265万3,707円でございます。

続いて、15ページの歳出についてご説明いたします。

1款総務費、支出済額1,398万6,550円、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員1名及び臨時職員1名の人件費並びに事務費等でございます。

2目連合会負担金は国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費は徴税のために必要な消耗品及び印刷製本費でございます。

3項運営協議会費は国保運営協議会委員報酬で、3回の会議を開催してございます。

2款保険給付費、支出済額8億2,096万4,556円は前年度と比較いたしまして0.7%の減額となっております。

17ページをお願いいたします。

2項高額療養費、支出済額8,880万8,482円は前年度対比6.3%の減となっております。

19ページをお願いいたします。

3項移送費は支出がございませんでした。

4項出産育児諸費は1件当たり42万円を支給するものでございます。

5 項葬祭諸費は 1 件当たり 5 万円を支給いたしました。

3 款後期高齢者支援金等、支出済額 1 億 6,529 万 4,347 円は、医療費に対し支援金と事務費拠出金でございます。75 歳以上の後期高齢者医療を支えるための各保険者が支援金を拠出するものでございます。

4 款前期高齢者納付金等、支出済額 16 万 8,159 円、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療を支えるため、各保険者が拠出するものでございます。

21 ページをお願いいたします。

5 款老人保健拠出金、支出済額 7,108 円、老人保健制度は事務費分の拠出でございます。

6 款介護納付金、支出済額 7,528 万 2,455 円、40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 保険者の保険料分で支払基金に納付するものでございます。

7 款共同事業拠出金、支出済額 1 億 3,020 万 7,101 円、高額医療共同事業は 80 万以上の医療費、保険財政共同安定化事業は 30 万円以上の医療費に対し適用されます。

8 款保健事業費、支出済額 1,091 万 2,251 円、1 項保健事業費の疾病予防費は短期人間ドックの補助金でございます。

2 項特定健康診査等事業費は、特定健康診査特定保健指導に係る費用でございます。

9 款基金積立金、支出済額 1,800 万円は平成 25 年度の積立金でございます。

10 款公債費は支出がございませんでした。

11 款諸支出金、支出済額 2,091 万 4,044 円、国保の被保険者が社会保険加入、あるいは転出等により、国保資格を喪失する際に過年度分の保険税の還付が生じた場合、支出するものでございます。

25 ページをお願いいたします。

3 目償還金は平成 24 年度の療養給付費交付金、療養給付費負担金等の交付額確定により返還が生じたものでございます。

12 款予備費は支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額の合計は、12 億 5,173 万 6,571 円でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、今後も引き続き保険事業の充実及び税の収納効率に努め決算審査の意見を踏まえ、国保運営協議会において十分協議し、国保運営の適正化に努めてまいります。

また、本決算につきましては、平成 26 年 9 月 2 日に開催されました第 2 回国保運営協議会にてご承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君）　ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島　勝君）　それでは、平成25年度の御宿町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成26年7月28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、新井監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し、適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合いたしました結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。なお、詳細につきましては、平成25年度御宿町決算審査意見書によって報告させていただいております。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君）　これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君）　平成25年度御宿町国民健康保険特別会計決算でございますが、ただいま説明がありましたとおり、平成25年度の大きな変更点といいますと税額の変更、改正があったというふうに思うわけであります。

その中で、幾つか質問いたしますが、最終的に、今、ご報告いただいたわけでありませうけれども、決算状況ですね、歳入、歳出。

それから、もう一つは基金保有額、例えば、13ページで基金保有状況の推移ということで平成16年から25年度まで表として提出をされておりますが、16年度、4,000万円ですか、この当時は、取り崩しが、16年度、17年度ございました。22年度、これ確か、記憶によれば、一般会計からの繰り入れをしていただきまして、町長の判断によりまして負担、増額を抑えていただいたという政策的な判断があったというふうに理解をしております。

で、5,000万円ですか、基金がふえまして、その後5,600、6,100、平成25年度は、7,900、約8,000万円。で、戻りまして10ページであります。国民健康保険医療費の推移ということですが、平成21年度から平成25年度まで表にさせていただいております。

その下はグラフになっておりまして、グラフは非常にわかりやすくなっておりますが、一人当たりで言うと20万6,832円ですか、24年度がピークになりまして、25年度は下がっていく。一人当たりの医療費も下がっているということのようであります。

そういう中で、じゃ、25年度、なぜこう税率を上げてきたのかということになると思うんで

す。細かい話をしておりますけれども、もともと先進国においては、医療、福祉、それから、教育、そういうものは税によって賄われているところが多い。で、日本においては、国民健康保険、これは皆保険制度で、いわゆるセイフティーネットとなっている。で、この中でもこの間、社保から、共済から、国民健康保険に転入と申しませうか、異動も相当多いというのがグラフ等でも示されているというふうに思います。

多くの加入者は、農家、それから商店、漁業従事者、年金生活者、でありますね。それで、年金のほうもことしは引き下げになったというようなお話もありますし、また、消費税の増額。それから、年金そのものも退職してから相当年月がたたないと、給付を受けないという事態もあるというふうに伺っております。

サラリーマンにつきましても退職金だとかいろいろあると思いますけれども、多くの方が子供の勉強ですか、それから、マイホーム、こうしたものに使われて、実際、退職されたときにはほとんどないというのが多くのサラリーマン世帯。というのが実態だと思うんですね。

で、県内においても約、平均1,000万円程度、一般会計から繰り入れをされて、国保税の減額、負担軽減をされている。いわゆる、払いたくても払えない状況が生まれている。それは、先ほどの収納率ですか、収納状況が出ておりますけれども、大変多額になっておりますけれども、そういう状況も生まれていると思いますね。

ですから、今後、決算を見て、これ、どういう運用をしていくのかということは、大変大事だというふうに思いますので、それについて、今後、どのように運用していくのか。先ほど、監査委員の報告も踏まえて、今後、運用していくということで最後締めくくっておられますけれども、監査委員のほうは、報告書を詳細に見ますと、28、29ページに監査委員の報告が載っておりますが、条例改正による税額負担の増収分1,200万円余、それから不用額の問題ですね、それから、財政調整基金の取り崩しの問題、それから、今、私が指摘しましたけれども、財政調整基金、年度末残高7,961万9,718円ということで、最後は、住民負担を少なくするよう、会計の運営に全力を挙げていただきたいというのが監査委員の判断です。私も全くそのように思うわけですが、今後の運営について答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに、セイフティーネットというお言葉もございますが、国保の加入率が全体の50%、昨年よりも減少しているわけでございますが、実際に、医療費の取り扱い等につきましても、過去5年間を振り返りまして、当初予算で見ているわけでございます。25年度につきましても、加入者が減っているにもかかわらず大きな、例えば、心疾患と

か、骨髄移植とか、そのような疾患がなかったために、全体から見ると多少削減はされたというようにございます。一人当たりの医療費の推移を見てまいりますと、1年間の一人当たりの医療は、この辺が基準なのかなというような推計は、一応しているわけでございます。

ご指摘の基金の保有高、監査委員からも指摘はされているわけでございますが、私どものほうからお答えさせていただきますと、25年度決算で見ますと、大体、1回の医療費の支払いが6,800万円程度になっております。

従来から、この辺につきましては、医療費が年度末にきて不足するという事態も考えまして、そのために基金を積んでいくというご説明を終始させていただいたわけでございます。その中で、今回、7,900万円という形で6,800万円から差引きまして1,100万円、約、オーバーして積み立てることができたということでございます。

従来から申し上げてます医療費の不足分以外にも黒字が出ているということにつきましては、平成22年度に一般会計のほうから法定外として、少ない、厳しい財政の中から運用資金というか、安定化のための資金としていただいたわけでございますので、やはり、黒字分につきましては、一般会計のほうに改めて、少しでも繰り出したらどうかというような考えをしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 基金だけではなくて、現金ですね、最終的な。それだけで十分運用できるのではないですか。

ですから、少なくとも、今、医療費のことで、たまたま高額医療というのが、最終的に少なかったということで、医療費が全体的には低い状態で済んだ。これはまだまだ予断が許さない状況だというような説明かもわかりませんが、しかし、現代的には、いわゆる収入がどんどんふえていけば何の問題はないんですよ。お米だって、ことし1万円切るという話ではありませんか。きょう、後段には、そのための国への意見書も用意されているというふうに伺っておりますけれども、どうするんですか、そうした中で。

ですから、市町村における裁量というものはわずかかもわかりませんが、それだったらばぎりぎりの運営、ぎりぎりの納税額にするべきではないんですか。それが私は基本だと思うんですね。

再度、その点について意見を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに、年金、厳しい状況ということは理解してございます

が、やはり、保険制度、国民健康保険だけにとどまらず、社会保険等もございます。そういった中で、加入率的にはまだ50%と、それほど多い状態ではない。数字的には、ですが、一定の単年度収支としては、昨年度、平成25年度は黒字でございましたけれども、平成24年度は赤字だったという、非常に変動がございますので、そういった中では、やはり、一定の保険税の確保というのは必要ではないかというふうには理解をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3回目になりますから、質問としては終わりますけれども、何度も繰り返しますけれども、現金だけでも利用できる、1回分の支払いを。というのが実態であります。それプラス基金があるわけです。普通は、現金ゼロですよ。多くの自治体は、ゼロで最終決算を終えているんですよ、年度末。それだったら、全部、繰り入れればいいではないですか、基金に。基金運用とはそういうことではないですか。で、基金はいつでも発動できるわけですから、と思うんですね。

ですから、これは、今後研究していただきたいし、やはり、セイフティーネット、これをきちんとやっていただきたい。で、先ほども説明いただきましたけれども、町長から、そういう形で繰り入れもいただいたわけありますから、大事に使っていただきたい。意味がないではないですか、そうしたら。で、税額を上げないならいいですよ、25年度。税額を上げて、しかも基金もふやして、現金も持っている。裕福な暮らしですか、町民は。そんな状況ではないじゃないですか。ぜひ、これは検討していただきたいと思います。

次に移ります。

10ページでありますけれども、出生数、それから、死亡数なんですけど、これ、24年から25年にかけて出生数、上がっております。これも下止まりで上がっていくということで、どうなんでしょうか、今年状況。

それから死亡数、これはなかなか難しいとは思いますが、これも23年度をピークに25年度下がっておるといってございまして。これはいわゆる健康づくり、医療、福祉、これ、一般会計のほうでも、そういう政策をとっていただいておりますし、町内に出て、いろいろな説明会だとか、生きがいくくりですね。そういう施策もやっていただいているというふうに思いますけれども、そうした施策の一環の中で、こうした変化が子供の医療費、こうしたものもあるように思いますけれども、この辺はどのように解釈しているのか、今後についてどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 出生数の関係ですが、この表を見ますと25年度から上がっておりますけれども、実は平成26年8月31日現在、これは、平成26年1月1日からの集計ですが、出生数9名。全体の出生、私どもの持っている合計特殊出生率、こちらにつきましては、平成24年度集計でございますが、1.03、県平均が1.31ということで、全体的に平成20年度から比較しますと平成20年度は出生率1.67でございましたので、非常に落ち込んでいるという状況でございます。

その年度によって多少変動がございますので、このまま上っていくというようなことが、数値的にはなかなか難しいところはございます。

町のほうとしても、子育ての中で、医療費助成等も実施しながら、安全な子供たちの生育ということに注視して施策を展開しているところでございます。子ども・子育て会議というのが、今ございますので、こういった中で、定住化とも関連することもございますが、福祉施策として、また、国保のほうの祝い金。また保健師活動の充実というものをしていきたいと考えているところでございます。

高齢者のほうの対策については、介護との関係もございますが、今までこちらへ呼びする形で対応してございましたけれども、地区のほうに出ましてやっていくいろいろな介護予防を実施してございます。今年で2年目を迎えるわけでございますが、だんだん参加者もふえてまいりまして、さらに、新しい認知症対策、介護対策として、あるいは、国保の働く農家の人たちを身近に引き込みながら、予防対策をさらに続けていきます。

健康増進の関係につきましても、特定健診等の数値も32.6%、昨年よりも増えてございます。さらなるPR活動をしてまいりたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第8号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第8号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

決算概要の1ページをごらんください。

後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公正でわかりやすい医療制度を設けることとされ、平成20年度に創設されました。運営主体は都道府県内の全ての市町村が加入する広域連合を発足いたしまして、広域連合では保育料率や賦課の決定及び医療の給付費の事務を行います。

市町村は保険料の徴収事務を担っております。被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方及び65歳から75歳までの重い障害がある方が加入対象者です。75歳以上を平成24年度と比較いたしますと、0.8%、14名の増となっております。医療費の患者負担は1割です。現役並み所得者は3割負担となります。

決算収支につきましては、歳入総額1億2,181万2,773円、歳出総額1億2,178万9,686円、歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支は2万3,087円で、全額を平成26年度に繰り越します。

2ページ、(1)の決算の比較をごらんください。

平成25年度の歳入構成比は、おおむね保険料が75.2%、一般会計からの繰入金が24.5%、諸収入0.3%、使用料及び手数料の繰越金は、少数2桁以下となりますので、ゼロと表記してご

ございます。

加入者の増加に伴い、保険料の総額も増加となっております。

収納率は、3ページに推移の表がございますが、保険料の今年度分の徴収率は99.9%となっております。

2ページに戻りますが、歳出の構成比は総務費が4.7%、後期高齢者広域連合納付金95.0%、諸支出金0.3%で構成されております。保険料と同様に、広域連合への給付金が増額となっております。

3ページには、後期高齢者医療制度の負担割合を円グラフに表記いたしました。国の負担率が33.4%、県と町が同率で8.3%、保険者支援金が40%でございます。残り10%が加入者の保険料となっております。

続きまして、平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の5ページをお開きいただきたいと思っております。事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料調定額9,185万9,100円、収入済額9,155万200円、現年度収納率は99.67%でございます。

2款繰入金調定額、収入済額ともに2,978万8,473円、事務費の町一般会計からの繰入金でございます。

保険基盤安定繰入金は、保険料の均等割りの軽減分を繰り入れてしたものでございます。

3款諸収入、調定額、収入済額ともに37万9,900円、広域連合からの過年度分保険料返還金と事務費分担金でございます。

4款使用料及び手数料は保険料の督促手数料、78件分でございます。

5款繰越金8万6,400円は平成24年度繰越金でございます。

以上、歳入調定額1億2,212万1,673円、収入済額1億2,181万2,773円でございます。

7ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。

1款総務費、支出済額568万6,913円、電算の保守やソフト開発委託と郵便料や印刷費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,574万9,273円、千葉県後期高齢者広域連合へ納付する被保険者の保険料分でございます。

3款諸支出金、支出済額35万3,500円、保険料の過年度還付金及び一般会計繰出金でございます。

以上、歳出の支出済額の合計は1億2,178万9,608円となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君）　ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島　勝君）　それでは、平成25年度の御宿町後期高齢者医療の特別会計歳入歳出決算につきましてご報告申し上げます。

平成26年7月28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、新井監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して、適正に作成されており、関係する計数等におきましても精査、照合いたしました結果、異常のないものであると認められました。なお、詳細につきましては、平成26年度御宿町決算審査意見書によって報告させていただいております。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君）　挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君）　日程第4、議案第9号　平成25年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君）　議案第9号　平成25年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決

算についてご説明をいたします。

初めに、平成25年度御宿町介護保険特別会計決算概要書の1ページをごらんいただきたいと思いをします。

本決算は、第5期介護保険事業計画が2年目を迎え、制度発足から15年が経過いたしまして、高齢者からの相談内容や複雑な事例など、地域に密着した介護についての相談は多種多様となっております。業務の内容は、総合相談や介護予防ケアマネジメントとなります。急速に進む高齢化の進展で、高齢化率も44.2%となり、要介護認定者の増や保険給付費も大きく伸びてございます。

本町における65歳以上の第1号被保険者数は、平成25年度末で3,459人、世帯といたしましては2,419世帯、対前年度比で98人、76世帯の増加となっております。

2ページをごらんいただきたいと思いをします。決算収支の状況でございますが、平成25年度の収支は、歳入総額9億593万2,398円、歳出総額8億8,183万8,811円、前年度と比較いたしますと、歳入は7.0%の増、歳出は6.5%の増となっております。

歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支は、2,409万3,587円で、前年度と比較いたしますと29.2%の増となっており、全額を26年度へと繰り越してまいります。

歳入の増減の主な要因といたしましては、保険料の改定や給付費などの増額に伴う国・県支払基金などの法定負担分がふえたことによるものでございます。

歳出の増額の主な要因は、介護給付費の増によるものでございます。

基金の状況でございますが、介護給付費準備基金につきましては、保険給付費の増加に伴い、900万円を取り崩し、充当いたしました。年度末残高は、3,617万2,000円となりました。

2ページから5ページにかけまして、歳入と歳出の科目ごとの説明と決算状況を記載してございます。

6ページから11ページは、科目ごとに前年度との比較を表にしております。歳出では、保険給付費が増加傾向にございます。

12ページから最終17ページについては、介護サービスの利用状況等を表にしております。サービス種類別給付状況では、認知症等による施設への入所が多くなってございます。高齢化の進展の中で、介護認定者数やサービスの利用者数も増加しております。

続きまして、平成25年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思いをします。

5ページの事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1 款介護保険料、調定額 1 億6,700万4,300円、収入済額 1 億6,199万3,450円、収納率は97%でございます。

2 款使用料及び手数料、調定額、収入済額ともに 2 万5,500円、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、調定額、収入済額ともに 2 億315万1,798円、保険給付費及び地域支援事業に対する国の負担金でございます。

4 款支払基金交付金、調定額、収入済額ともに 2 億4,601万4,728円、各保険者から拠出されました介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

7 ページをお願いいたします。

5 款県支出金、調定額、収入済額ともに 1 億2,944万2,920円、保険給付費及び地域支援事業に対する県の負担金でございます。

6 款繰入金、調定額、収入済額ともに 1 億4,662万9,000円、保険給付費や地域支援事業のほか、事務費などに対する一般会計からの繰入金でございます。

9 ページをお願いいたします。

7 款繰越金、調定額、収入済額ともに1,864万1,477円、前年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入、調定額、収入済額ともに 3 万3,525円、認定調査の受託事業による収入でございます。

以上、歳入調定額 9 億1,094万3,248円、収入済額 9 億593万2,398円となりました。

11ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額2,753万2,348円は、職員人件費と介護保険料に係る事務費でございます。

13ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、支出済額 8 億3,890万3,173円、居宅サービスと施設介護サービスに対する給付金です。内容につきましては、備考欄のとおりとなっております。

15ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、支出済額1,239万6,500円は、地域包括支援センター運営費として、介護予防事業展開のための人件費や介護予防啓発普及のための事業費でございます。

17ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、支出済額300万6,790円、1 項償還金及び還付加算金は保険料の還付金や国・県支払基金への返還金でございます。

2 款繰出金は、24年度の精算分として町への返還金でございます。

6 款予備費は支出はございませんでした。

以上、歳出における支出済額 8 億8,183万8,811円となりました。

以上で決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成25年度の御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成26年7月28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、新井監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し、適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合をした結果、その計数及び会計記録は正確であったものと認められました。なお、詳細につきましては、平成25年度御宿町決算監査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 介護保険会計の決算でございますが、ただいま説明を受けましたが、御宿町にとって44%ですか、高齢者が多いという中で、大変大きな職責を背負った、そういう会計だというふうに認識をしております。で、今説明にもございましたが、この課は、介護保険、それから、医療、一般的な福祉を含めた、そういうものを任務としている中での介護保険の事務をしていらっしゃるというふうに認識をしております。

で、お伺いしたいのですが、12ページの職員手当です、一般管理費。この中でこの課はいわゆる一般事務職、介護保険にかかわるですね、だけではなく、いわゆるケアマネージャー含めた専門職、こういうものを持って事業をなしているというふうに理解をしておりますが、今後、介護に関する業務というのはさらにふえるというふうに認識をしておりますが、そうした人的な手当て、これについて、25年度はどうであったのか、充足しておったのかどうかということですが。

それから、これは、以前からそうでございますが、こうした、本来であれば専門職で対応をとっていただきたいのですが、いわゆる文書上、兼任、一般事務もする中で行っている。で、専門職であっても、やはり、コウコク含めたものも行いますので、そういう方は、例えば、昼

間町内に出かけて、帰って来て、夕方4時、5時になってから取りまとめをして、次の日の業務に移るといふふうになっていると思うんですね。そんなことも含めて、25年度の人的な職員の状況、それから、これから新しく介護保険計画も今、策定中ということで、先般、一般質問も行われましたが、今後に向けましての説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 非常に私どもの実情をご理解いただきまして、本当にありがとうございます。

私どもは、今、介護保険事業に、対応しておるのが事務方が1名、それから、専門職と言われる地域包括センターを運営している者が3名、それから、いわゆる調査員と申しまして、認定調査を行う臨時職員が4名という配置をしております。

まず、一般的な事務の専門の職員が1名というほかには類を見ない状況の中で、非常に彼も、私どもの財政を担当した人間ですので、苦慮しながらでも何とかこなしているようですが、やはりなかなか厳しい状況があるのかなという感じはしております。

それから、専門職のほうの対応でございますが、通常、地域包括センターにおきましては、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士という3職種というのが法律で決まっておりますが、先般も私どもで平成27年度のために主任ケアマネの職員募集をかけてみましたが、やはり、30歳に、ハードルを上げたんですけれども、やはり、申し込みの方がいらっしゃいませんでした。今後は、専門職種をそろえた、法律に基づいた運営というものを心がけていかなければいけないという自負はしておりますが、なかなか現状がそろっていない。ですから、何らかの対応もしていかなければいけないだろうなというふうに考えております。

そのほかの専門職の関係につきましては、私どもで、大学のカリキュラムの中で、学生さんの受け入れをしております。淑徳、それから、三育、鶴舞、了徳寺の、4校ですので、そういった裾野を広げながら、少しでも専門職を私どものほうに来ていただけるような体制というものをしていきながら、包括センターのグレードを上げていきたいというふうには考えております。

今後につきましても、主任ケアマネの募集をかけていかなければということで、人事担当課とまた協議をさせていただきたいと思っております。

それから、臨時職員の4名でございますが、こちらにつきましては、認定調査にかかわる臨時職員でございます、いわゆる、介護度を認定する調査会の資料をつくる調査員でございます。こちらにつきましては、年に2回の専門の調査員になるための資格を取らなければいけな

いということがございまして、こちらにつきましても、職員がいない状況でございます。その中で、条例に基づきまして、資格者という形で65歳以上の方ですが、1名を無理にお願いして対応しており、全体的に申し上げますと、やはり、人的不足は否めないなという状況です。

それにつきまして、どうするんだということですが、先ほど申しましたように、いわゆる、職員募集の見直しや生徒の受け入れとかに、足しげく通いまして、何とか現状態勢、さらにグレードを上げていくよう思慮をしたいと同時に、人的に足らなかったものにつきましては、今回、委託を出しまして、ケアマネの調査員等については、外部の介護業者をお願いをしましてフォローしているという中で、何とか需要に応じて、きすきすながら対応しているところでございます。

これも先ほど申しました、このままでは何ともなりませんので、いろいろな形で情報収集をしながら、人的確保は心がけていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 先日の、建設関係、契約だとか設計業務、今、きょうは、介護に関する職務でございますが、いわゆる、そういう専門職、やはり、きちんと育てていくということも大事だと思います。今後、そういう面では、行革大綱ですか、職員の皆さんの働く体系、職制といったものの、そうしたものも、今後協議をして進めていく、改善をしていくということで対応しているようでございますが、そうした中において、45%、御宿町としてのこれからの根幹でございますので、ぜひ、配慮いただきまして、きちんと、そうした職員を対応いただいて、介護保険含めて、町民の安心、安全を含めて対応をとっていただきたいというふうに思います。

で、具体的に移りますが、先ほど、国保の中で全般的な医療、福祉、含めました答弁をいただいておりますので、運用方針はわかりましたが、18ページであります、これは、包括支援事業ということの任意事業の中で、いわゆる紙おむつ等給付ということで、221万7,680円、それからその次に、成年後見制度利用支援ということが載っております。この紙おむつ等給付ということで、ことしから紙おむつ支給対象者に対してごみ袋ですか、そうしたものも一定枚数配付をするということで、ご配慮いただいたところでございますが、何人程度、これが配付されておるのか。

それから、成年後見制度をなぜ取り上げるかと申しますと、いわゆる、こうした制度ですね、まずは、介護保険そのものの制度、これどんどん新しい方が対象にもなりますし、若い世代が親に対してどう、介護を含めて対応をとっていかということでございますので、で、制度も

どんどん変わっていく部分もございます。ですから、その制度そのものをどう周知をしているのかということも大変大事だろうというふうに思いますので、たまたま、成年後見制度ということでご説明をいただきたいというわけではありますが、介護保険制度含めまして、今後、それについてどのように啓蒙、普及を図っていくのか、について伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、議員のお話もございました紙おむつ制度、これは、今年度事業ですので、実績はまた来年度になると思いますが、現在の実質数といたしましては56人でございます。

65歳以上、在宅で高齢者の方ということで介護用品の支給をしているところでございます。

成年後見の関係でございますけれども、この決算の中では1件ということでございますが、生活保護の受給者で、報酬支払いが困難な方についての一部を補助するという制度でございます。高齢者、ひとり住まい世帯、生活保護も、年々、右肩上がりにふえている状況でございます。

こういった中で、私ども、地域包括センターを中心とした訪問事業の中で、この後見制度あるいは成年後見という財産の保全、こういったものも、やはり、ご相談に応じるようにしてございます。

ただ、法令に基づいております任意後見につきましては、なかなかまだそこまでは、人材確保というのが難しくなっておりますので、議員のご指摘のように、高齢化率の高い中で、安全に暮らせるためには、そういった周りの環境整備というものは、確かに必要だというふうに考えております。第6期の介護保険計画、今、策定中でございますが、こういったニーズ調査に基づいて、ひとり住まい世帯、あるいは、高齢者世帯、こういった方々がどのような問題を抱えているかというものを見きわめるとともに、やはり、民生委員や、実際に動いている方たちの情報収集、こういったものを密にいたしまして、第6期の中でも、とりわけ認知症関係、これは非常に大事なところでございますので、セイフティーネットとして、やはり位置づけていきたいなというように考えます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） この先、2025年問題、かなりの介護者がふえる。そうした中で、介護を支える方が、本当に3Kと言われている中で、希望者がいない。現在、介護者が介護する側、ヘルパーが100万人ほどいるということですのでけれども、2025年、団塊の世代が75歳を迎える、この危機的な状況で、今後、ふえる見込みもなさそうだ。

そうした中で、御宿町のこういう高齢化率が年々ふえていくわけなんですけれども、それに向けた、10年先なんですけれども、既に着手しなければいけない政策はあろうかと思うんですけれども、その辺の、将来に対する、本当に介護してもらえるのかなというような危惧は、特に、御宿町はそういう状態で、この近辺もそうだと思うんですけれども、皆さん危惧なさっているんじゃないか。

そうした中で、今現在、介護計画の中で、この辺の問題をどのように捉えて、どのような政策を打っていくのか。その辺をお聞きしたいことが1点。

それと、身近な問題としまして、都市部では待機児童が多い、多いと言われてはいますが、我が町とか近辺は、待機介護老人者というんですか、いわゆる、入りたくても入れない、こういう方が多数いるということをお聞きしております。我が町は、どの程度いるか、以前は、柏の話ではゼロ人だというような話だったんですけれども、こうふえる中で、今現在、何人くらいいるのか。

また、この中で、サービスを利用していない方、93名ほどいるんですけれども、この方が、本当に介護を受けたいんだけど、受けられないのか。いや、いろんな町の政策が功を奏して、受けなくてもいいのかどうか。一番、受けたくても受けられない方が93名いるとしたら問題だと思うんですけれども、その辺、実際、実態の内容ですか。その3点についてお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 2025年問題、確かにこれは、今回、第6期を策定するに当たって、国から厚生労働省から直にこの問題が一番先に取り沙汰されています。ですので、議員もどこかでそういったものを目に入れたのかなと思いますが、国におきましては、団塊の世代の方たちが75歳を迎える、25年を中心に第6期の介護計画の骨子をつくりなさいというような形が示されております。

この介護の具体的な骨子というものが、今、国において骨子案を策定中のございまして、ただ、当然、こちらについてくるのが地域医療との関連というのが一番問題になってくるんだろうと思われまふ。今お話のように、介護する側の不足というのは、当然考えられてくるだろうといった中で、やはり、もう一つ問題となってくる、介護保険料との関係です。当然、需要がふえますと施設利用、あるいは、在宅の介護を必要とするケアマネジメントが必要になってきます。当然、需要が多くなれば、介護保険料が上がってくるだろうという意味では、非常に頭の痛いといひますか、難しい課題が今、挙げられているわけです。

ただ、これは、私どもだけの問題ではございませんので、総合的な国の骨子案が出た段階で、この問題については、もう少し深く方向性が出てくるのではないかと思います。

それに見合った考え方を整理しながら、国の制度の利用できる制度は利用して整備をしていきたいというのが2025年問題というふうに考えております。

それから、待機者の関係でございますけれども、第1日目の一般質問でお答えさせていただいたところでございますが、26年8月現在が、これ一番新しい、私どもの数値でございますが、特養の待機者状況ということで、69名となっております。

内訳で、居宅が21名、その他が、いわゆる、48名の方は病院あるいは老人保健、何らかの施設にお入りになっている方ですから、緊急的な状況ではなくて、やはり、年金生活の中で、所得に応じた支払いができる特養に移りたいと希望されている方というふうに位置づけております。基本的には、こういった方々につきましても、常に、介護の調査員が年に2回、調査に入ったり、あるいは、必要に応じた中で、連絡調整をしてございます。ケアマネージャーからその都度報告書がございますので、そういった中で確認をしてございます。緊急性がないと、特に、必要だというぐあいの方がゼロというふうな形でお答えしたと思います。

ですから、待機者としては69名いらっしゃいますけれども、緊急度ということでは、この定例会の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、何らかの対応はしているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、もう一つが93名の、いわゆる、認定を受けたけれども、制度を利用していない方がいらっしゃる、これはどうなんだということでございますが、基本的には、制度利用につきましては、人によっては、いつでも利用できるように、ちょっと病院に入った。どうしても、こういう方が病院に入られますと、日常生活と変わった部分が出ますので、ちょっと認知のような状態が発生したりすることが多々ございます。

そうしますと、今は入院した施設のほうで、ケアマネとか、相談員という方が、対応者がおりますので、先に先にお願いに来るわけです。まだ、入院しているにもかかわらず、申し込みに来られるというようなケースがございまして、いざ出てみたらそうでもなかったということもございます。

ただ、私どものほうでは、介護保険のほかに介護支援の中で社会福祉協議会を通じまして、非常に心配な方というのは民生委員を通じ、あるいは、区の役員さんから、あそこの人はちょっと何か、最近おかしいんだけど、というような話を伺った場合には、地域包括支援センターと協議し週に一回程度、社会福祉協議会の職員が見回りといいますか、お話を伺ったり、今、

どうですかというような形で訪問をしてございます。

ですので、議員がおっしゃるように、施設を利用したい、あるいは、制度を利用したいけれどもというような方が、直接困っているというようなお話は伺ってございませんし、また、生活保護の方の場合には、保護費が出ますので、そういった意味では、今のところは、非常にお金がなくて困っていて、介護を受けられないというようなお話は伺ってございません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第10号 平成25年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 議案第10号 平成25年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の113ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額で35億930万5,223円、歳出総額32億7,167万6,542円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億3,762万8,681円の黒字決算となりました。

また、平成26年度へ繰り越すべき財源1,610万4,000円を差し引いた実質収支額は2億2,152

万4,681円となり、実質収支の額の標準財政規模に対する実質収支比率は9.7%となりました。

続きまして、歳入決算の状況でございますが、決算概要の3ページをごらんをいただきたいと思えます。

歳入総額35億930万5,000円、前年度と比較いたしますと3億8,754万7,000円、9.9%の減額となりました。減額の主な要因といたしましては、平成24年度に実施した御宿中学校屋内運動場建設事業の影響により、国庫支出金、繰入金、町債が大きく減少したためでございます。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明をいたします。

1款町税でございますが、決算額は9億1,023万4,000円で、前年度と比べ6,875万4,000円の減額となりました。各税目の内訳につきましては、決算概要18ページにお示しをしておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

主なものを申し上げますと、まず、個人町民税につきましては、決算額は2億8,562万8,000円となり、平成24年度に譲渡所得分の大きな増収があったため、前年度と比べ7,035万円の大きな減額となりました。

固定資産税につきましては、決算額は5億3,781万8,000円となり、このうち土地分については、1億6,667万7,000円で、評価変動の影響などにより、前年度に比べ584万1,000円の減額、家屋分については、3億1,722万4,000円で、家屋の新增築の影響により453万6,000円の増額となりました。

決算概要の3ページにお戻りをいただきたいと思えます。

2款以降につきましては、内容や増減に特徴のある項目についてご説明をさせていただきます。

4款配当割交付金でございますが、決算額は287万6,000円となり、平成24年後半からの株価の上昇により125万5,000円の増額となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金についても、決算額は537万4,000円となり、株価上昇に伴う売買の活性化により前年度に比べ490万1,000円の増額となりました。

8款自動車取得税交付金でございますが、決算額は、1,776万7,000円となり、平成24年度に落ち込んだ自動車販売台数の反動増により前年度に比べ588万7,000円の増額となりました。

10款地方交付税でございますが、このうち普通交付税については決算額は10億4,707万円となり、前年度と比べ、7,645万5,000円の増額となりました。これは、基準財政収入額において、町税が24年度からの反動により大きく減収となったこと、基準財政需要額において臨時財政対策債償還費が増加したことが主に影響したものです。

特別交付税については決算額が8,996万円となり、平成24年度に防災計画策定費などが算定されていたため、前年度と比べ1,494万4,000円の減額となりました。

12款分担金及び負担金でございますが、決算額は2億2,700万8,000円となりました。主な内容はいすみ市からのごみ処理負担金、保育所運営費負担金、中山間地域総合整備事業分担金でございます。

清掃センターの施設修繕費の減額に伴いごみ処理負担金が減額したことにより、前年度と比べ1,549万2,000円の減額となりました。

14款国庫支出金でございますが、決算額が2億1,667万1,000円となりました。主な内容は、地域の元気臨時交付金、児童手当負担金、介護給付事業負担金、学校施設環境改善交付金でございます。平成24年度に御宿中学校屋内運動場建築事業を実施したため、学校施設環境改善交付金が大きく減額になったことにより、前年度と比べ7,052万5,000円の減額となりました。

16款財産収入でございますが、決算額は2,110万円となりました。町有地の売却があったことや、旧御宿高校の貸付収入が新たに発生したことなどから前年度と比べ566万2,000円の増額となりました。

17款寄附金でございますが、法人からの1,236万円の寄附のほか、個人から1件の寄附があり決算額は1,239万円となりました。

18款繰入金でございますが、決算額は4,518万3,000円となりました。平成24年度に御宿中学校屋内運動場建設事業を実施したこと、また、減債基金の繰り入れを行ったことが影響し、8,294万5,000円の減額となりました。

20款諸収入でございますが、決算額は7,515万5,000円となりました。主な内容は、JRからの複線化事業費返還金、宝くじ助成金、月の沙漠記念館や町営プールの売店収入でございます。行政区等へのコミュニティ助成金が増額となったことなどにより、前年度と比べ892万1,000円の増額となりました。

21款町債でございますが、決算額は2億5,410万円となりました。主な内容は、中学校屋外運動場建設事業債や消防施設整備事業債、中山間地域総合整備事業債でございます。平成24年度に御宿中学校屋内運動場建設事業を実施したことが影響し、前年度と比べ2億1,540万円の減額となりました。

次に、歳出決算でございますが、決算概要の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出総額32億7,167万7,000円、前年度と比較いたしますと4億2,121万円、11.4%の減額となりました。繰越分を除いた実質上の執行率は97.4%となりました。減額の主な要因といたし

ましては、24年度に実施をいたしました御宿中学校屋内運動場建設事業の影響により教育費が大きく減額したためでございます。

それでは、歳出決算につきまして、決算概要の4ページに基づき、目的別にご説明をいたします。

1款議会費でございますが、議員の活動経費や議会運営に係る経費を支出し、決算額は7,361万3,000円となりました。定数から1名欠員となっていることなどから前年度と比べ375万4,000円の減額となりました。

2款総務費でございますが、財産管理や防災対策、統計調査、選挙等に係る経費を支出し、決算額は6億7,722万9,000円となりました。平成25年度は国の経済対策による交付金を活用し防災施設の整備を行ったほか、自治総合センターの採択を受けて、行政区等へコミュニティ助成金を支出しました。平成24年度に実施した旧御宿高校跡地の購入や基幹系システムの構築などの影響により、前年度と比べ834万8,000円の減額となりました。

3款民生費でございますが、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等に係る経費を支出し、決算額は8億2,611万8,000円となりました。平成25年度はシルバー人材バンクの事業委託など、高齢者の生きがい対策支援事業を新たに実施したほか、緊急通報システムサービスの民間業務委託を開始しました。特別会計への繰出金や各種扶助費は増加傾向が続いていますが、児童福祉施設建設等基金への積み立てが減少したことが影響し、平成24年度と比べ2,900万9,000円の減額となりました。

4款衛生費でございますが、各種検診など住民の健康維持増進施策を実施したほか、海岸、河川環境の保全やごみ処理に係る経費を支出し、決算額は5億1,778万6,000円となりました。平成25年度においても清掃センターの焼却設備の補修など施設整備に努めたほか、子ども医療費の助成を行いました。清掃センターの施設整備費の減額等により平成24年度と比べ1,018万7,000円の減額となりました。

5款農林水産業費でございますが、農業振興、水産業振興に係る経費を支出し、決算額は8,288万1,000円となりました。平成25年度は昨年度と同様に、平成21年度から継続している中山間地域総合整備事業への負担金を支出したほか、魚礁整備に向けた産地水産業強化支援事業計画を作成しました。平成24年度に実施した御宿漁港の堤防改修工事の影響により、前年度と比べ826万1,000円の減額となりました。

6款商工費でございますが、商工業振興のほか、観光イベントの実施など観光振興に係る経費を支出し、決算額は1億1,632万7,000円となりました。平成25年度は圏央道の延伸に伴う国

道297号線への誘導看板の設置や国際大会を含む各種ライフセービング大会の誘致に取り組んだほか、千葉県緊急雇用創出事業補助金を活用した観光振興施策を実施し、24年度と比べ1,240万3,000円の増額となりました。

7款土木費でございますが、町道の改良、補修や河川の護岸整備、公営住宅の管理に係る経費を支出し、決算額は8,882万7,000円となりました。平成25年度は、国の経済対策による交付金を活用した町道の改良や補修整備の充実を図ったほか、公営住宅長寿命化計画の策定、道路及びトンネルの点検調査に取り組みました。これらにより前年度と比べ1,523万5,000円の増額となりました。

8款消防費でございますが、広域消防及び町消防団の活動に係る経費を支出し、決算額は2億2,149万9,000円となりました。平成25年度は町消防団の消防車を1台更新したことなどにより、前年度と比べ2,368万5,000円の増額となりました。

9款教育費でございますが、学校教育、社会教育等の振興及び各教育施設の維持、整備に係る経費を支出し、決算額は2億9,068万円となりました。平成25年度は平成24年度から繰り越された御宿中学校屋内運動場整備事業を実施したほか、小学校のトイレの洋式化、授業用タブレット端末の導入を行うなど、教育環境の充実を図りました。

平成24年度に御宿中学校屋内運動場整備事業を実施した影響により4億18万3,000円の減額となりました。

10款災害復旧費でございますが、決算額は987万5,000円となりました。平成25年度は台風によって被災した公営住宅及び町有地法面の災害復旧工事を実施しました。

最後に11款公債費でございますが、決算額は3億6,684万2,000円となりました。平成14年度に借り入れました清掃センター改修工事に係る一般廃棄物処理事業債の償還が終了したことなどにより、前年度と比べ2,175万2,000円の減額となりました。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては、決算概要の5ページ、政策別歳出決算の状況につきましては6ページにまとめてございます。

また、財務諸表につきましては、その分析等も含め決算概要の9ページから17ページにまとめてございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、平成25年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいております事項につきまして、十分分析、検討を行い、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成25年度の御宿町一般会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成26年7月28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、新井監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して、適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。なお、詳細につきましては、平成25年度の御宿町決算監査意見書によって報告させていただいております。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間休憩します。

（午後 1時55分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入りますが、質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 二、三質問させていただきます。

決算書の1ページにありますように福祉募金による発生主義の考え方を取り入れて、ということを書いてあります。そういう中で、世帯間負担の均衡や収入に対する経済コスト等について役立っていますという中で、まず、決算概要の6ページ、大変、費用対効果がというものがよくわかるようになって、個人がどのくらい負担して、どのくらいの効果があったかというようなことが書いてあります。

そういう中で、二、三、人件費の取り扱いがいかげんなものか。産業振興、農業、漁業の数値の説明、商工観光同様に、これ人件費が入ってないのがあるんですね。農業関係だって人件費があるわけでしょう。これが抜けているんですね。

それともう一つ、教育文化のほう。教育振興費、給食センター経費、事務局経費ですか、こ

れが算入されていない、これはどういうこと。この2点について。

農業関係は、そういう形になっています。また、商工観光もこういう数字が出ていて、これには人件費が入っていて、農業関係が人件費入っていない、だからこんな単価が少なくなってしまうんですよ。同じ課で、漁業関係だけ人件費が入っている。漁業関係入っていない。ほかは入っていてこういう数字になっている。

それとあと、教育文化のほうは、教育振興費、給食センター経費、事務局経費がこれ入っていない。入っていないよね。それを2点ばかり。決算概要の6ページです。

もう一回説明します。

費用対効果を見るのに大変よくわかるという中で、この監査が指摘してある費用対効果がよくわかる、計数もわかるという中で、こういう形で出していただいて、毎年出していただいてありますけれど、計算式がものによって違っている。同じ課ならいいのですけれども、例えば、真ん中のごみ処理などはちゃんと人件費を含むと書いてありますね。人件費を含むやつと、含まないやつがあるんですよ。そういう中で、同じ課で産業振興のほうで漁業関係だけは、人件費が含まれていないんですよ。それと、これ、人件費というわけではないんですけれども、教育文化の場合は、私が最初に言った3点が入っていない。教育に全部かかわるものですから、それを言っているわけです。なぜ、そういうふうにしたのかということです。費用対効果を見るのなら、入れて計数を挙げたほうがより正確ではないか。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） この小学校費、中学校費については、全体の合計額で決算が入っております。決算額はありますけれども、この下の社会教育費につきましては、給食費含めた、人件費含めた額で決算額、決算書に載っていますが、決算概要については、人件費を除いた額で入っておりますけれども、人件費含めると給食費含めた社会教育、保健体育のほうで1億あるんですが、この中で、6,000万ということで、人件費のほうは、これは入っていないんですが。

○9番（瀧口義雄君） 議長、言っていることが違ってるよ。人件費入れても入れなくても同じことは、それでわかるんですけれども、この教育文化の中に、教育振興費と、給食センターの費用と、事務局経費が入っていないんじゃないですか。だって、小学校の運営経費、中学校の運営経費でやっていて、なぜそれを加算しないんですか、ということですよ。

あとは、田邊課長のほうは、ほかは人件費が入っていて、漁業だけ入っていないんだよね。商工観光費だけ1億云々と飛び出していますけれども、それは全部集めたって1億幾らにはな

らないです、人件費含めて、上の表を見ればわかるでしょう。決算概要の一番上を見ていくと人件費が入っているのか、入っていないのかすぐわかるわけでしょう。

例えば、小学校のやつだって小学校経費をぽんと出したって、しょうがないでしょう。中学校の支出済額が1億7,000万円、それだけでほかの運営経費が入っていない。だから、私はそれを指摘しているんですよ。言っている意味、わかった。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 大変申しわけありません。

こちらの表につきましては、人件費というか、款・項・目の中の集計という形でさせていただいていますので、例えば先ほどの農業につきましては人件費が、それから、観光費、商工費につきましては、人件費の目の計上があるんですけれども、水産業費のほうには人件費の計上がないので、それを単純に積み上げて作成しています。

○9番（瀧口義雄君） 農業関係が人件費が入っていて漁業関係が人件費入っていないんだよね。それで、商工観光費は人件費が入っているんだよ。だからおかしいと言っているんですよ。同じ課の中で、漁業だけ人件費を抜いて、農業と商工観光は人件費が入っているんだよ。款・項・目、見てみなよ。

○議長（中村俊六郎君） そもそも、この資料は何のために出してるの。

それがわかっていないから質問するんですよ。

○9番（瀧口義雄君） 費用対効果を見てんだよ。計数の正確性がないだよ。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 決算書の日ごとでの集計という形になっておりますので、今、お話をいただきました水産業費のほうには、決算書の日のほうに人件費がなくて、産業観光課としては、商工振興費と農業費の中で人件費を組んでおるものですから、それを集計させていただいたものですから、こういった形になっております。

（発言する者あり）

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） わかりやすいように、人件費は別に算定するとかという形で表現させていただくことで、今後検討させていただきたい。

人件費を別建てで、この款の目的に入っていますので、そういったものを別に書くような工夫をさせていただくようなことで。

○議長（中村俊六郎君） 9番。

○9番（瀧口義雄君） 別に人件費入れたっていいんです。入れるなら全部に入れるし、こっちを入れて、こっちが人件費入ってないんだったら数値の比較はできないでしょう、同じ課で。産業観光なんですから。そうすると、全くこのデータがアンバランスになるでしょ。要するに不公平でしょ。それを言っているわけですよ。

教育関係は入れていないというなら最初から入れていないからわかるんですけども、じゃ、全体でどのくらいかかっているという正確な数字が出てこないじゃないですか。職員の人件費を入れろとか、先生は県のほうですから、そういうのはない中で、町でかかっている、町立御宿小学校、御宿中学校の中で、かかっている経費は入れるべきだ。先生の経費は当然入っていないのは承知しておりますから。それで、それを入れるのが正確な数字ではないか。

このデータを取りまとめたときに、あなたのほうは、ちゃんとごみの処理の人件費が入っている。で、ほかは入っていないとか。人件費のかからないものもある。それは、十分理解していますけれども、その統一性がとれていないデータだから、せっかく監査が簿記式になって企業会計になった中で、透明性が見えて費用対効果がわかると思って、将来推計もよくわかるようになったと言っている中で、このデータを見ても、これはなかなか、余り正確な数字ではないということを申し上げているだけで、言っている意味、わかりましたか。

では、次にいきます。

決算書の2ページ。今回、不納欠損という形で1,188万円何がしと、町民税、固定資産税。この個体数とその額、滞納していった年度、で、滞納整理、処分の根拠、当然、根拠あるでしょうから。これは、国保も同様に、そういう形で説明していただければ。で、26年度に持ち越した、12ページ、内訳が書いてありますけれども、債権管理条例の制定を行うということをおっしゃってありますが、また、ネット競売も予算をとっていますよね。そういうことがあったのかどうか、とりあえず、まずこの1点。

もう1点は4ページ、使用料及び手数料。そういう中で、879万円、この内訳と処理、また、同じように債権取扱要項の整備を急ぐということを書いてありますけれども、これは、たしか連帯保証人をつけてあるのではないかなと思うんですけども、なぜ、連帯保証人という話が出ると、奨学金の話で、子供に連帯保証人をつけるという箇条がありましたので、じゃ、これは連帯保証人がついている中で、どういう処理を行ってきたのか。とりあえず。もう1点、これは、先ほども申しましたけれども、過重債務の対応は弁護士も交えて対応をとっていかなければ、幾ら要項をつくっても、何つくっても役場の職員ではなかなか難しいという中で、相談窓口をつくって、そういう専門家交えて、職員交えてやるような組織をつくっていかなければ

無理なのではないか。何年もこれを引きずっていったら、応分の負担も必要ですけども、できないものに対しては、そういう処理をして、御宿町でそういう生活をしていただけるという、前向きな姿勢を持っていてもらわないと、いつまでもずるずる引きずっていても、なかなか困るのではないか。課長等が夜間徴収をやって、大変、効果が800万円近く上がっているのは承知しております。そういう中で、それでもだめなものは、やっぱり、監査のほうでそういう処分の仕方もあるということ、また再度検討してもらおうということで、3点。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 私のほうから町税の不納欠損についてお答え申し上げます。

平成25年度につきましては、町税で1,188万5,557円を不納欠損いたしました。内訳は、個人町民税で312万4,994円、これは58件でございます。法人町民税で1件、3,801円、固定資産税で62件、871万7,562円、軽自動車税で5件、3万9,200円となっております。

不納欠損の事由は、地方税法第15条の7、第4項の生活保護等によるものが215万5,766円、地方税法第18条の時効によるものが972万9,791円となっております。内容は、無財産、生活困窮、所在・財産不明等の理由によります。

今後も法にのっとり、滞納処分の停止を含めて適正に不納欠損をしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、所在不明というのはどのくらいあるんですか。金額でなくて件数。わかりましたらいいです、わからなかったら結構です。

調べておいてください。

次、17ページと88ページ、土木使用料、住宅使用料になっていきますので、今と同じ形態なんですけれども、委員会室で申しましたけれども、石井議員もさんざん言っていますけれども、住宅、町営住宅はセイフティーネットだという中で、道路と河川と住宅が一緒ではお里が知れるような状況ではないかな。これは、何度も言うように、福祉課が担当して、それなりの手当てをしていく、あとは仕事です。そういう中で、本来の業務は福祉課ではないかなという、これは、ひとつのご提案です。

そういう中で、このページ88の公営住宅長寿命化計画策定業務委託、これについて説明をしていただきたい。

それと、その88ページの2段目に漁民住宅交付金とあるんですけれども、漁民住宅というのは、岩和田団地のことを指すんですか。この交付金と策定業務の内容を教えてください。

思っています。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず初めに漁民住宅交付金のほうからお答え申し上げます。

漁民住宅交付金につきましては、現在の岩和田団地に関するものです。平成10年度から平成28年度までの10年間ににつきまして、お支払いをしているものです。

内容につきましては、平成10年度以前については、従来の漁民住宅としまして、町のほうから漁業奨励金として、支出をしておりました。で、そちらで平成10年度に、従来は岩和田漁協の建物だったんですけれども、それを公営住宅に振りかえた関係で、その当時の残存価格を最終的に、残りの耐用年数で年次割りをして、それぞれ償還払いをしていくというような内容のものでございます。最終年といたしましては、平成28年を予定しているところです。

続きまして、公営住宅長寿命化計画策定業務ということで、お答えを申し上げます。

町営住宅長寿命化計画につきましては、現在、公営住宅が岩和田団地、それから、久保地先にございます矢田団地と富士浦団地の3つの経営をしているところです。それにつきまして、それぞれの住宅の今の状態を長寿命化させる、いわゆる寿命をもたせるためには、建てかえがいいのか、それとも、施設を維持メンテナンスをしながらやっていくのがいいのかというのを、現在の状態を診断した上で、どちらの手法をとったほうが経済的に効果があるかというような調査を実施いたしました。

結論といたしましては、富士浦団地、矢田団地については建てかえではなく、そのまま長寿命化を図る、いわゆる、定期的な点検、それから、外壁、屋根等の雨漏りの防止等を定期的に行う中で、長寿命化を図っていくのが将来にわたって経費が安いだろうというような内容の結果が出ました。

岩和田団地につきましては、現在のところ耐用年数が45年なんですけれども、今の段階で48年を経過しているということで、また、軽量ブロックをベースに建てられている建物ですので、なかなか長寿命化は難しいという判断が出されました。

それに伴って、岩和田団地については長寿命化という観点で、施設の更新を図っていくのがなかなか難しいのではないかというような判断をいただいたところでございます。

公営住宅の運用につきましては、岩和田団地は、現在、政策案件として、あきの状態でございます。今、申し上げたとおり、長寿命化が図れるような施設ではなく、老朽化が著しいことから、今後につきましては、あきが出た段階では新たな募集は行わず、政策空き家として実施

をしていきたい。また、現在、内部でも協議検討しているところですが、岩和田団地におきましては、現在、入居の方については、富士浦団地、それから矢田団地のほうに、もし可能であれば、あきが出次第、ご入居いただける方については移っていただくとか、そういった形で段階的な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 次、ページの27、光ファイバーですけれども、今現在、利用者はどのくらいなのか。で、これ収支です。それともう1点は、光ファイバーが全町入っていますよね。そういう中で、これを活用した企業誘致というのが全く見えてこないんですけれども、都会でなくても田舎の御宿でもこういう形で起業ができるという定住化も企業誘致も一つのものがあるんですけれども、そういう計画はございますかということ。

次は、もう1点は、ページ29の公共施設維持管理基金です。これ、積んでありますけれども、前にも申し上げたように、要するに、総合管理計画がまだできていない。3年以内につくる。国の方針だということですが、大規模修繕の話は承知していますよ。ただ、そういう計画がなくて、基金を積んでいくという事態もちょっとおかしいんですけれども、壊れているところいっぱいあるから、それはそれとしていいんですけれども、スクラップ・アンド・ビルドという中で、どれをどうやっていくかという方針が、どこでどう示されているのかわからないですよね。おとといも貝塚議員が質問もしています。ほかの議員も質問をしています。つくる施設もある、壊す施設は、じゃああるのかと言ったら、今のところない。消防庫はありましたけれどもね。そういう中で、全体の中で、どうやったスケジュールでやっていくのかというものの計画性が見えないんだよね。

で、40年後には5,000人になってしまうとか、2040年にはなってしまう中で、過剰な施設の維持管理が本当に必要なのか。必要な施設と必要でない施設、その辺の仕分けがどこでどうやっていくのか。それでまた新しい保育所をつくっていく。じゃ、その後の御宿保育所と岩和田保育所はどうするんだ。そういう計画のないものをこういってしまうと。その辺、この2点を。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 光ファイバーの貸し付けということでお答えを申し上げます。

25年度の決算における光ファイバーの収入は、こちらにございますように349万3,681円ということでございます。これに対しまして支出のほうは、光ファイバー施設の基本保守料として33万8,520円。それから、電柱に共架など施設設備の使用料として218万4,911円、そのほかに

電柱を撤去したりすると掛けかえをしますので、こちらの経費が103万2,150円ということで、これらの経費の支出が355万5,581円、これを差し引きいたしますと、25年度の決算時点では6万1,893円の、まだまだ赤字というような状況でございます。

今年度に入りまして、また利用者数が伸びておりますので、今年度は収益が出る見込みでございますが、25年度決算時点においては、また6万1,893円、赤字ということになっています。

○9番（瀧口義雄君） 利用人数は。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 8月の末現在の数値ですけれども、1,030件です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 維持管理基金については、今回、総合計画、アクションプランの中で……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと待って。答弁漏れがあります。光ファイバーを利用した企業誘致とか、そういうのがあるか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 企業誘致、また、産業振興の観点から今年度、ホームページの補助金について新設、あるいはリニューアルについて、補助金をお認めいただきましてやっておりますが、現在のところ3件程度、申し込みがございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 公共施設の基金の使い方ということで、今回、総合計画に伴って、アクションプランを立てたんです。例えば、月の沙漠の大規模改修の財源には、そこに公共施設の基金を幾ら入れるか、そういう計画の中で、29年度までに計画を立てている状況でございます。

ただ、ご質問のとおり、それを超えて老朽化が、箱物だけでなく進んでいる。人口減少が進んでいるという状況で、今の施設がこのままでいいのかということになるかと思えます。

一般質問でもお答えしましたけれども、当町も当然そうですけれども、今、公共団体が高度成長以降、つくった建物が老朽化を迎えている。一方で、国が強靱化を目指しているということで、28年度までに公共施設等総合管理計画をきちっとつくりなさいということでもあります。

それには、やはり、何回か説明しますけれども、10年以上の長いスパンで、30年後の人口推計もきちっとやって、それに伴って、施設が今後、どういう維持管理経費がかかるのか、人口の推移によって必要なかということ、改めて、28年度までの間にやりなさいということでございます。これが5月に国から指針が出まして、お答えしましたけれども、6月末に県のほう

で担当者を入れて説明会をやりました。

うちのほうで言いますと、その施設を持つ担当課長級で一旦は協議をして、町だけで専門的にできないものもあります。人口推計ももちろんそうですけれども。そういった面で、計画づくりには、国の支援もごございますので、それを活用しながら、28年度と言わずに、できれば27年度中に、早目にできればいいなというふうには考えています。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 田邊課長、それは企業誘致とはちょっと違うんじゃないですか。それは企業誘致とは言わないんですよ。言っている意味、わかりますよね。

それと、この決算概要の監査の指摘です、28ページ。また、予算不足に対して予算の流用で処理している傾向が多く見られるものが、安易な流用は事務が複雑化するばかりか、予算編成の根幹を崩しかねないので、みだりに行わないように事務の適性を図ることが望ましいという指摘がある中で、確かに、今回、よく目立つという中で、指摘のとおりだと思う。

で、この予算編成に当たって、予算審議して、3月可決するという流れは、あなたたちプロですからよくわかると思うんですけど、各課でそういう予算を出して行って、予算査定をやって、予算審議をやって、負担金、分担金の会議もある、町長査定もある、それで、最後、議会にかかってくる。で、可決されるわけですね。で、1年間で変動するものは確かにあります。電気代とか、ガソリン代だとか、人件費、また、入札に関して資材等が値上がりするということは十分にわかっています。入札で変動があるのはわかりますけれども、それにしてもね、これは、この決算書を見てくださいよ。これは、どんぶり勘定よりひどい。全く、予算の形態をなしていない。流用すれば何でも済んでいっちゃうじゃないですか。予算査定の意味も、款・項・目の意味もなくなってしまうじゃないか。確かに、流用するのは認められていますけれども、これは余りにもひど過ぎる。こんなことが許されたのなら、予算査定も審議もどんぶり勘定で、つまみ食いをやればいいですよ。

そういう中で、代表的なものを二、三挙げますので、どうやってそうなったのか、答えてもらいたい。

ページ37、区分12役務費、流用、9、13、19節から。そういう中で不用額は18万あるんですけども、これ、流用しなくても足りているじゃないですか。総務課長、あなたのところですよ。37ページ。

それと同じ37ページで、区分14使用料、賃貸料。11節に2,668円を流用しておきながら、13節から7万770円、19節から5,554円、計7万6,324円流用しているけれども、不用額62万1,753

円あって、この7万6,324円、流用した意味がどこにあるんですか。それと、この細かい円までついてくるものがどうやって出たのか、とりあえずそれだけ。時系列で説明してください。いつ、これが不足して、いつ出て行って、いつ入ってきたのか。これ、不用額あるのに、こんなやりとり、なんですか。この2点だけ、とりあえず。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回、監査結果で、安易な流用について、ご指摘を重く受けとめておりますが、38ページの需用費、13節から流用、14節から流用、そのご指摘ですね。

（「違うよ。役務費、使用料、12、14。役務費は次に聞くから」と呼ぶ者あり）

○総務課長（木原政吉君） 役務費ですか。役務費については電話料、郵便料等の不足によって、旅費とか委託料から流用させていただいたものですが、予算不足によって流用させていただいたものでございます。

ただご指摘のとおり、流用後に不用額が出ているということですので、十分この点については、反省したいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 流用した時間を言いなさいよ。いつ流用したか。で、予算がないんですか、流用しなければ。あなたの課の中、あるじゃないですか。じゃ、流用したところがなくなっちゃうじゃないですか。だから、私の言っているのは、役務費ですよ、例えば。不用額が18万円ありますよね。ちょっと、これは項目が違った。委託費が46万円でしたね。そういう中で、流用しなくても十分済んでいるではないですか。9節、13節、19節から流用したら、現金がそこにいつあって、これはいつ流用してきたのかということですよ。区分14、使用料及び賃借料、不用額が62万1,753円ある中で、13節から7万円、19節から5万5,400円流用している。で、不用額がこれだけあるんですよ。これ、いつ流用したんですか。何のために、円までついている流用額なんですか。全くわからない。時系列で教えてくださいよ。

じゃ、ほかの人にも言うておきましょうか。教育課。ページ41、区分18、備品購入、11節から1万9,114円、12節へ1万2,400円、41ページです、区分18備品購入。で、15節から1万9,425円、16節から2万2,800円、計4万2,225円流用して、差し引き1万7,111円ですけれども、不用額が15万円ある、流用する意味がなぜあるのか。

あと、53ページ、職員手当。職員手当も流用できるのは承知してはいますが、2節から流用3,148円、で、不用額が22万4,829円、なぜ、3,148円を流用する意味があるんですか。い

つ流用して何に使ったんだ。

もう一つは、ページ41、区分13委託料、15節16万9,595円流用している。で、不用額は127万9,689円ある。これ、なんで流用する必要があるんですか。まとめて言ったから調べておいてください。

で、時間を追って説明してください。なんで円まで必要なのか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時56分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 貴重なお時間をいただきまして大変申しわけございませんでした。平成25年度の決算におきましては、流用元となった科目に別の科目から流用が起きている箇所、また、流用を受けながら不用額が発生している科目がございました。

決算審査意見書におきまして、ご指摘のとおり、適切な実施が必要と考えておるところでございます。今後、予算が不足した場合につきましては、必要な額、緊急性、補正予算での対応も含めながら流用を申請するように、企画財政課はもちろんのこと、各課にも改めて適正な管理を注意喚起し、より適正に執行されるように改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 続きまして、ページ80、上から五、六段目、看板作成委託、これ多分、圏央道の出口の鶴舞のインターのところだと思うんですけども、あれ、何回か見させてもらって、大変いい看板と思っています。そんな中で、やっぱりこれ、行政のやる仕事ですよ。普通、民間人なら両面を使いますよ。帰りのほうに向かって、また来てねとか、ご苦労さま、とか、気をつけてとか、という看板を書くのが民間人です。片方で99万7,500円、こんなやり方をしていたのでは、さっきの設計料と同じですよ。350万円の工事で200万円の設計料を払うなんて、これ、どこの世界に行っていると思うんですか。こんなのあるわけないよ。社長がいたら首になりますよ。なんでこの片方しかやらないの。誰が考えたって、片面しか見えない山の裾野にやるのならしょうがないけれども、両面見えるところですよ。こういうところに、やっ

ぱり、公務員なんだよ。民間でこんなことやったら、とんでもない話で。と思いますよ。

ページ107、指定管理料50万円。これは、パークゴルフ、パークテニスの指定管理。で、去年の決算見てわかりますよね。そこの事務局長が課長だった。以前、指定管理に出す前は、400万円の赤字だったですよ。だったんですよ。そういう中で、今、去年の決算で180万円になった。で、ことしも半年で80万円近くの赤で、人件費等の削減をやっているという中で、じゃあ、料金を上げるって言ったって、町民が利用する施設で、外部から、夏、多少来ていますけれども、これはいかようにやっても、料金を2,000円くらい取れば黒字になると思いますよ。ところが、人件費を削減しても限度があります。10時から4時にするという話、聞いています。

で、テニス場も1面300円だ。そういう中で、町民の健康のため、年のためという意味が多いんですけども、それについて課長、協会が180万円の赤字を出す。で、温泉の関係だって利子、赤字で払ってしまった。そういう中で、来年度に向けて、これ、あれしないと、新しい指定管理制度を設けて、これからやっていこうという中で、収益上げるには、外部から呼べばいいんですけども、あの老朽化した施設で、テニス場だって、十五、六年たっている。1回も補修もしていない。という中で、もう限度なんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 確かに、議員がおっしゃるとおり、観光協会委託、指定管理やっておりますけれども、赤字が200万円近く出ております。で、今現在の状況を見ても昨年度と比較しまして、およそ同額で、収入のほうは進んでおりまして、経費は幾らか、初年度より減っておりますけれども、いずれにしても前から、委員会などで指摘されるように、施設が老朽化してお客を呼べるような魅力的な施設ではないというような指摘も受けておりますけれども、ただこれ、全面的に改修すると、かなりの金額になると思いますが、やるとしたら、町予算でやるわけですけども、その辺のところは、将来、本当の必要性とかを考えながら、そういったことを検討していかなくてはいけない課題ではあるとは思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 別にリニューアルとかそういうのは、大規模改修ですから、それはまた別としても、このまま協会が、法人ですよ。そういう中で、この指定管理で赤字をやったら協会は首、つっちゃいますよ。その辺で、水道の漏水もあった。ご存じですよ。そういう中で、施設の劣化の中で起こっている。という中で、その辺を来年度予算に組まない限り、協会は、多分、大変難しい、協会長が判断、会員から迫られると思いますよ。その辺を十分配慮してやってください。

で、最後の質問になります。80ページ。不用額、1,350万422円。ということで、これは、3月に減額補正の問題だと思っています。要するに、温泉の、総務省の交付金の話ですよ。そういう中で、大変もったいない話だと思っています。

で、町でやろうとしたものは破綻したけれども、民間の3社で、現地に、御宿町内に温泉の旗が翻っている。で、大変好評だという話も聞いております。そういう中で、これを1,350万円、はい、そうですかと言って、というわけにはいかないでしょう。どこでこれが破綻したかという検証をしなきゃいけないでしょう。

そういう中で、8点ありますから、まとめて読みます。

まず、平成25年3月2日に交付申請時の事業計画。それと、26年3月に総務省へ出した廃止届けの理由。それと、平成25年7月以降、源泉が高いと何度も言っているんですから、当初の計画は幾らで、どういう形なのか。申請書には、当初から赤字、マイナスを想定しておったんですよ、それ、読みましょうか。

それともう1つは、11月1日、去年です、協会が源泉元と契約の予定だったけれども、10月31日、町長は契約を破棄されている。その理由と法的根拠です。これ、法人と法人の契約です。で、赤字と言うのなら、町、町長でも担当課でもいいですけども、どのくらい赤字なんだ。その想定です。で、幾らを想定していたんだ。

それともう一つ、2,350万円、国の補助金です。こういう形で遅延と、町長、あるいは担当課長かもしれないけれども、介入して行って破綻したという中で、これは、補助金の適正化法に違反していないか。町長の権限を超えたものではないか。6条の4項にありますよ。これ、町の補助金ではなくて国の補助金ですから、適正化法が対象です。

それと26年度2月21日に、委員会室で、議員協議会で説明を受けました。その資料はこの資料です。対比してあります。大多喜の温泉と町内の温泉と。で、その時点で観光協会と元湯、源泉元ですよ、それとは契約を破棄しているんですよ。11月1日に協会長は、町長がだめだと言ったから、元湯に、もう仮契約はできませんと断りに行って、文書で1月26日に、仮契約破棄の文書を出しています。破棄したものをなんで出すんですか。もう全く関係ないんですよ。で、この文書は、これです、見込額、2施設の加入見込み、10号施設と書いてありますけれども、これは誰がつくったんだ。後で持って行きますよ。

11月に契約を破棄しているのに、全く関係ない企業をなぜ例に挙げたのか。廃止届けの理由。あとは、去年、25年3月5日に足湯をつくるという、申請書にも書いてありますね。それともう一つ、去年の7月、8月、9月、10月、大野議員、貝塚議員、私、協会長含めて、計画変更

を盛んに言っています。大野議員は、国会議員を通して総務省のほうへ働きかけて用途変更可能だという返事をしているから早くやれということを訴えました。それと、その時点で、参加者が2名ないし3社だった。という中で、タンクローリーを使わないということはもう明言してありますよ。で、買った軽トラックで運営するから、自分たち、今やっていますけれども、そういう経費はかからないという話の中で、全くこの計算は違うんですね。

例えば、これ誰がつくったか、後で聞きますけれども、人件費が2カ月しか書いてないんですよ。保険料も入っていないんですよ。もう一つ、比較出すこと自体がおかしいんですけども、比較出したとしても、車は買わない、人件費は使わない、全く違いますよ。これだって、プラス19万円の黒字になっていますけれども、2カ月しか人件費入れていない、保険料も、大体、1人として、20万円くらい入れていないと。そうしたら、180万円くらいの赤字になりますよ、あなたの計算でいくと。ちょっと、やってみてよ。それと、施設管理のお金だって、3万円で電気代と管理費で済むわけじゃないじゃないですか。そもそも、聞いたところによると、15施設参加するという話は耳に入ってこなかったですね。もし、15施設参加するのなら、参加数はふえている、あるじゃないですか。で、価格の協定も大多喜と結べたじゃないですか。組合つくってやらせればよかったじゃないですか。協会長は、最初からまがいものは使わない、御宿町内の源泉があるんだから、それを使って御宿温泉でいくんだと、当時も今も、偽装だ、産地偽装だ、食品偽装だと。最近も木曾路の、豚肉は豚肉だけど、違ったところの肉だ、それでさえ騒がれている。だから、御宿は、長い間、食品関係の人が、宿泊関係の人が、一生懸命、この御宿のブランドを育ててきた。町外のものはいけません。僕は何度も町長室、あるいは担当課長にも言っているし、協会長は、私は、町外のものはいけませんと言っていて、ごり押しですよ、これ、はっきり言って。協会長が町外のものを使わないと言っていて、町外のものを持ってくる。じゃあ、あなたが言っている計算式を出してくださいよ、担当課長。1、2、3、4、5、6、7つ。書いたのをあげましょうか。

なぜ、こういう話が出てくるかというと、これ、桁の違う話ですから。1,350万円を活用できたら、御宿町は変わっていると思うんですよ。40年来の観光業の願いなんですよ。通年型、これで通年型ができる。プラスアルファができるという形で、皆さん、協力して努力してきたけれど、どこでどういう形になったのかというのは、大体、こちらさんにはわかっていますけれど、町内で申請したわけですよ。まだ、答弁ができないようですから、ちょっとしゃべらせてください。そういう中で、最初のスタートは、川のそばの温泉を使うという話で、そのときに、僕は、藤原課長に2社あるから2社に声をかけたほうがいいんじゃないかと言ったら、藤

原課長はかけなかった。で、かけなくて、もう1社のほうが1件当たり70万円の保証金とプラス立米幾らというので、協会のほうで全くできないという中で、元湯さんにいった。で、元湯さんのほうで町のためならという形で了解してくれて、仮契約を2月に結んで、それで、申請した。そういう中で、なぜ、金額が幾らという話は、足湯をやるという文書が入っていましたから。足湯をやれば、365日使う。宿泊業は少なくとも、将来的にふえるといっても、足湯で毎日使っていけば、大変な量を出すという中で、マンションに温泉を提供しているというのが、これ、30万円なんですよ。そうしたら、幾らという数字を出したら、マンションのほう、値引きしなければいけない。そうすると、足湯まで使う計画が入っていますから、そうしたら、もっと莫大な金額になる。でも、町のためなら幾らという提示をなされたわけですよ。それで、元湯の源泉とか、そういうのを調べて、総務省へ提出しているわけですよ。

それで、7月になったら高いの、安いのと、参加者は別としても、そういう中で、タンクローリーは、ここにいる議員2人なんだけれども、そんな経費はかけられないから、使わないで、自分たちでやる、あるいは、協会の軽トラックでタンク積んでやりますから、それで運ぶという話の中で、御宿の源泉を使って、御宿町をやって、それから、石井議員も言われたように、町内のそういう方も買っていただけるような形に将来的にやっていきたいという形の計画が本来で、タンクローリーなんか、7月の時点で頭になかったですよ。それをこうやってもってきたということ自体がおかしいんですよ。この計算書だって、2月、委員会室でもらいましたけれども、ためにする文書ですよ。左のほうは、もう契約解除して赤の他人になっているんだから、これを俎上にのせる自体もおかしいですよ。

もう一度言えば、仮契約書に破棄した後、企業の内容を漏らしてはいけないという1項が入っている、70の1、2。それにも違反しているんですよ。商道として、契約破棄したものは、それはお互いに秘密保持ですよ。それを堂々と出して、これも全く、僕はこれは虚偽だと思っていますよ。こっちも、役場のつくったやつも、人件費が2カ月、ほかのは1年の計算をしている、こんな計算は、さっきの不用額よりまだひどい話ですよ。

大体しゃべりました。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） まず、申請時の事業計画でございますが、これ、一般社団法人御宿町観光協会を実施主体に、民間所有の源泉から温泉水を……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと、質問書、返してよ。

○産業観光課長（田邊義博君） タンクローリーを使用しまして供給を希望する町内の宿泊施

設に温泉水を販売するという計画でございまして、国の地域経済循環創造事業交付金事業に採択され、事業を推進してまいりました。

こちらの総事業費は2,050万円でございました。

○9番（瀧口義雄君） 違う。議長、事業計画だけでいいんですよ。協会が幾ら借りてどうのこうのではなくて、この温泉計画の事業計画、あなたたちが高い、安いと言っているんですから。幾らの、当時、想定をしていたのか。

○産業観光課長（田邊義博君） 当初の申請時のお湯の値段ですが、25年度、加入者10件で、最初の三月は試験だというお話でしたので、残りの9カ月で3万円の仕入れを予定しておりました。お湯の仕入れ代です。それがお話の中で、7万円というお話になったので、収支が狂ってまいりました。

○議長（中村俊六郎君） 9番。

○9番（瀧口義雄君） 3万円なんかどこに書いてあるんですか。仮契約を見ましたよ。仮契約に金額入っていない。ここに持っていますけれども、3万円は誰が言ったんですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 仮契約はお湯の所有者と協会がやられたこととございまして、私どものほうは、総務省に出した申請書でお話をして。

○9番（瀧口義雄君） 申請書に3万円と出したんですか。

○産業観光課長（田邊義博君） 3万円とあります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 誰が、源泉元と契約してないのに3万円出したんですか。誰が書いた数字ですか。私、何度も社長と会って確認しました。金額の話は、仮契約の中にうたっていない。本契約でしましょう。だって、あなたの出した書類全部、出してくれと。私、情報公開でもらっているんだけど、そんなもので、出てこないじゃないですか。ここに持ってるよ。総務省へ出した関係の書類、一式と出して。3万円なんて数字、入っていない。だって、あなたが今言ったように、それは、協会と源泉元の契約でしょう。源泉元は、協会と契約していないんだもの。仮契約しても金額の入った仮契約ではないですよ。私、仮契約、持っていますけれども。3万円は誰が。協会が出したと言うんですか。協会はそんなもの、出していない。契約していないもの、契約書に載っていないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） これは、総務省への申請の段階で出ている書類ですので、も

ちろん、協会と話をしてつくったものだと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） すみません、その書類は、あなたが作成したんでしょう。前の課長ですけれども。3万円の根拠からおかしいんですよ。3万円なんか、相手は了解していない。商取引ですよ、これは。

で、マンションに30万円で提供している、月。だから、それがわかればとんでもないことになってしまうというのと、足湯と、これ、無制限という中で、町だから、という話の中で、やっぱり、源泉を受けよう、供給元となろうという話の中で、3万円の数字は、誰だって、協会がそこへ3万円と書いてきたんですか。で、あなた、私、情報公開で出したとき、そんな書類出してないじゃないですか。出ていないよ。隣に事務方がいますから聞いてみてください。

そういう中で、例えば、それが3万円としても、ここに参加者数も書いてありますけれども、6月の議会通った後、予算、もう参加、再度確認したら6社が3社になった、3社の1社が抜けて2社になった。その時点で、計画変更せざるを得なかったでしょう。で、タンクローリーは買わない、自分たちで協会の軽トラック、あるいは、自分たちでやるという形の話は何度もしているじゃないですか。それをあなた、こんな話を出している。死んだ子を起こしている。あなたの計算だって、15社あるんなら、組合つくってやらせればよかったじゃない。今、彼らもやっていますよ。用途変更は可能だと言っているんだから。

で、7、8、9、10、11、12、1、7カ月間放ってたんですよ。で、総務省に行ったかって言ったら、あなた、電話したけどって。大野議員は、変更届け可能だからそうしてくれと、何度も言っている。で、補助金の話も何度もしている。貝塚議員も、大野議員も、協会長も。文書を2通出している。それだって、あなたたちは、返事もしなかった。

入湯税を計算して幾らになるという話をして、入湯税の対応もしてくれと。特定財源ですからね、商工と観光に使える。その話をしても、二人とも返事もしなかった。で、自分たちがやる時には、10万円の補助金をつけて赤字は補填しますと。それはないでしょう、世の中。それが行政のやることかい。これは潰す話ではないですか。あなたが言っているように、この計算式、あなたのやつですから、委員会で局長が配ってくれたやつですから。30ソウでも何でもいいですよ、人件費が6,500円掛ける25日、掛ける2カ月しか書いていないんですよ。ほかのは12カ月。こんな計算式、どこにいったんですか。保険料も入っていない。それで、プラス19万円の黒字だと。19万円の黒字だから、総務省に変更届けして、協会に組合立でやらせればいい、決してノーとは言っていない。ただ、協会長は、まがいものはいやだと最初から言っ

ていた。で、はっきり、集会で言われた、そんなものをやるなら、宿泊の一人が言った、バスクリンのほうがましだと。そういう施策なんだよ。

だから、3万円の根拠もないし、7万円で書いてあるけれども、7万円であるなら、契約破棄してるのに、7万円で書いてしまう。これ、左側なんか、比較検討なんかいいですよ。1月26日に、正式に文書で、元湯は仮契約を破棄しますと、こういう文書ありますけど。破棄して全くなしとか関係ないですよ。協会とも関係ないですよ。それを比較検討に出してしまう、それも、全く違うじゃないですか。誰も確認とっていない、あなたがやっている。3万円なら3万円で書けばいい、7万円になっている。3万円で言った人、誰が言ったんですか。協会が言ってきたの。協会は契約していない。これ、仮契約持っているけれども、入っていませんよ。あなた、情報公開に出したときに、全部、出してないじゃないですか、それなら。情報公開にならないじゃないですか。私は、ちゃんと事務局を通して情報公開でちゃんとお金を払いましたよ。1枚30円、掛ける幾らで。もう一度言いましょうか。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、問題整理して。ちょっと休憩しますから。

暫時休憩します。

(午後 3時58分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時11分)

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。まず、温泉問題の前に、先ほど瀧口議員からこの決算の流用の問題をご指摘いただきまして、流用の多用ということでご指摘いただき、ありがとうございます。今後、この件については、十分に戒めていきたいと思っております。

また、温泉の町づくりの問題でございますが、るる、今、ご意見をいただきましたが、この問題につきましては、3月から6月議会にかけまして多くの議員の皆様にも多くご意見、ご指摘をいただいております。また、観光協会の皆様方にもいろいろな協議をさせていただいて、ご意見をいただきました。そういう中で、結果としまして、総務省に貴重な1,350万円をお返しすることになりました。これは、私ども力不足であった面も多分にあると思っております。と申しますのは、やはり、私は、観光協会も含め全体の責任者として、私は自覚、認識しております。そういう中で、昨日の温泉にかかわるご質問にもお答えしましたように、この温泉問題につき

ましては、町を活性化するために非常に重要な要素であると思いますので、今後とも皆様のご意見をいただきながら、また、ご協議をいただきながら、前向きに検討していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。きょうはありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 議長、ありがとうございます。これで了解しました。

最後の1点だけ。還付加算金について、今、テレビで問題になっておりますけれども、これについて、監査と担当課長、どう考えておるのか。細かい数字は結構です。この処理について、どうするのか。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） この件につきましては、9月7日、日曜日、午後7時のNHKテレビのニュースにおいて放映されました。内容は、サラリーマンなどが納め過ぎた税金を返してもらった際の利息に当たる還付加算金をめぐって、自治体が計算を誤り、実際より少ない金額しか支払われていなかったケースが全国で相次いでおり、NHKが取材してまとめたところ、少なくとも557の市区町村で該当することがわかったというものです。御宿町においては、翌日の8日、月曜日に調査をしましたところ、同様のケースが見つかり、法令の解釈を誤っていたことが判明しました。その後、昨日まで調査した結果、平成25年度においては、4人の方について合計1万900円の支払い不足があることがわかりました。今後は、調査を継続し、再計算により還付加算金の支払い不足が判明した方には、おわびと還付のご案内を発送し、速やかに還付したいと考えます。

今後は、このようなことがないように、関係法令等の内容確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。大変、申し訳ありませんでした。

○9番（瀧口義雄君） 25年度決算で後からわかった話なんですけれども、こういうときは、監査、どうするんですか。後処理ですか。

○議長（中村俊六郎君） 綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） 25年度の決算は既に終わっております。そうすると、今回、先ほど、税務課長のほうからお話もございましたように、歳出還付を26年度からやるようなことになろうかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 簡潔に伺います。

40ページであります、文書広報費で、印刷製本費となっております。広報、そして、わかりやすい予算書ですか、こうしたものがこの決算に含まれていると理解していますが、端的にお伺いします。これ、町民には無料で配られている。また、外部含めて有料で買い求めができるということになっておりますが、これ、インターネット上には掲示をされていないというふうに理解をしておりますけれども、これはそういう理由があるのでしょうか。これ、学校教育の中でもたしか使っていただけると理解をしておりますし、大変有効なものだというふうに思いますが、まず、それについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） わかりやすい予算書につきましては、新年度に入りまして、作成次第、全戸に配付をさせていただいている状況でございます。また、ご希望の方には、町外の方も含めて、今、お話しがありましたとおり、有料でお渡しをしているものでございます。こうした町の状況等は、外部にも積極的にお知らせすることは、非常に重要であると思っておりますので、町のホームページに掲載することを検討したいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

それと、これを見て、予算も当然、審議をしたから承知をしているんですけども、今般、決算ということで、ざっと見てみましたが、いわゆる、職員の皆さんが努力をした事業、いわゆる人件費だけで終えた事業、もしくは、需用費だけで終えた事業、ということで、一言で言えばゼロ予算事業という形で、御宿町はそういう呼称をされ、これまでさまざまな形で、町民のサービスをやっていただいたと思いますが、そういうものは、どこに表示をされているのでしょうか。

少なくとも、私は、決算のこの帳票の最後の付属書類の中に、こうしたものもサービス事業、しているというふうを書く必要があると思うんです。というのは、決算ですから、当然、先ほどから議論されていますけれども、1円の単位でお金が出てこないことには、だから、わかりやすいお話をすれば、行政効果です。需用費だけでも大きな仕事ができているわけですよ、御宿町は。そういうものがどこにも出てこないということになると、職員の皆さんも大変お忙しいというふうに思いますので、一つ一つ忘れ去られてしまうんですね。また、その行政効果について、きちんと、日々の仕事の中で把握をしないで1年が終えてしまう。予算が載ったものも執行できない状況もまだあるようですから、その辺はどうするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 以前には、そういった、配付させていただいたということで聞いております。決算時に、そうした事業効果が、取り組みが確認できるよう形で作成することで検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今後は明示していただくということでよろしいですか。書類等で明示していただく。文章化していただくということでよろしいですか。

冊子ではないんですよ。要するに、ゼロ予算でこういう事業、取り組まれていますよと、もしくは取り組まれましたということ、毎年、どこかできちんと明示をしていただく、文章化していただく。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） お話にありましたように、表現をさせて、記載をさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

31億円、一般会計で使っているわけでありまして、もっとかかっているのかな。それも含めまして、金額も相当の費用を使っています。で、需用費だけ、もしくは職員の人件費だけでも相当たくさんをやっているわけですから、それをきちんと一つ一つ明示してサービス、こういうサービスをやっている、それは、一言で言えば、定住化にしたって、大きなアドバンテージになると思いますよ。できないんですから。

で、その定住化について伺います。44ページ。これは、企画費、定住化促進に使うということで、一般質問の中で、今年度の事業内容について、詳細に答弁もいただいたわけでありましてけれども、昨年度とことしと内容が随分変わったというふうに理解をしております。その辺の変えた理由と、それから、改めて、再度になると思いますけれども、ことしの定住化のツアー、終えたわけでありましてけれども、終えた中で、今後、どう生かすのか、含めて、定住化事業について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 今年度の定住化の事業等につきましてですが、本年度につきましても、ツアーの実施を先週の9月13日に実施をいたしました。で、これまでの参加を、いただいた方のご意見からもっと地元の方、移住した方と話をすることが欲しいというようなご意見が多かったこと。

これらを踏まえまして、まず、太巻き寿司づくりの講習、体験。こうした取り組みを通して、地元の方々と交流を図っていただき、また、この待ち時間や食事の時間を利用して、移住の先輩である住民の皆さんにご協力をお願いし、さらに交流の充実を図ったというのがことしの事業でございます。

また、これまでの農作物の収穫体験に加えまして、体験農場の農園を見学し、また、事業の内容についてご説明をいただきまして、多くの方が熱心に説明を聞かれていたという状況でございました。

また、車内で、あらかじめ不動産に関する情報は、こちらに向かう車内でお配りさせていただきまして、そうした方々の中から4組8名のご夫婦が実際に、不動産業者のほうに依頼をいたしまして、御宿町の物件を見ていただいたということでございます。

今後につきましては、これを1つのきっかけとしてお考えいただけるということで、今、アンケートのほうは集計中でございますけれども、実際にご参加いただいた方で、移住を検討されているという回答をいただいたようでございますので、これを一つのきっかけとして、今後、引き続き、こうした方々に情報提供をして、つながりを生かしていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私も一部見させていただきましたが、やはり、交流という中で、実際、越してこられた方、定住を既に進めている方が、ぜひ、御宿町、いいところですから来てくださいという形で紹介していただいたことは、大変うれしいというふうに思いましたし、また、定住に参加された方々も名刺なども交換しながら、あなたのうちの前、いつもジョギングしているんですよというようなこともありました。

それで、幾つか注文があるんですけども、一つは、そういうホストしていただいた方々から、自分たちももっと御宿町のことを知りたいという注文が出されました。これ、ぜひ、どこかで企画していただきたい。

やっぱり、いろいろなところ、例えば、私が住んでいる中山間地域、里山地域も案内していただいたんですが、そういうことも、私たちも見たいんだというお話もありました。

それから、今回、体験の中で、太巻きだとか、あじついとかあったんですけども、こういうのは、日常的にそういうのは体験できるんですか。私たち農家の中でも、隣の太巻き寿司の作り方が違うんですね。そうしたことも、やはり、位置づけていただきたい。

それから、一番大きな要望の中では、やはり、若い世代は仕事だったですね。ぜひ、環境のいい御宿で、これから過ごしたいんだ。で、仕事あるんですかという話が出ました。そうした

メニューをどうつくっていくのか。具体的にどういう生活が御宿でできるのか。それは、退職者ですね。それから、まだ、退職されていない、60未満の方、退職者でも、こちらに来て仕事を持つ方、大変いらしゃいますけれども、そうしたメニューを具体的にどうつくっていくのかということも大きな課題だと思いますので、ぜひ、今後、そういうのを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ただいまいただきましたご意見を踏まえまして、今後の取り組みについて検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 次に移ります。

66ページ、これは、環境衛生費であります。この中に、環境整備員、812万3,000何がしという決算額になってございます。

また、66ページ、衛生費でございますが、海岸漂流物撤去委託等、載っております。そして、実は、去年とことしどう違うのかよくわかりませんので、その辺も説明いただきたいのですが、今月21日、いわゆる第3日曜日でございます。この第3日曜日というのは、これ、清掃センター業務含めてでありますけれども、町民清掃日といたしまして、午前中8時半から11時まで7、8月を除く第3日曜日という形で、これ、調べましたら、総合計画にもきちんとうたっているんですね。これらがつくられたころと今は大分状況が違う。ちなみに、この8月21日というのは、きのう、議論もされておりますけれども、 ですよ。ここ観光、また、イベント、ご協力いただく方は、多分、7時前から現場で準備作業をされている。じゃ、私たち地域はどうかというと、この日は、たまたまうちの地域は、今月、地域のお祭りがございませぬ。そのために、地域の整備、道路の掃除をしたり、そういうことをみんなで協力しながらやる、ちょうどこの時間帯です。

で、ここで結論出せとは言いません、それともう一つ、なぜこれを取り上げたかということ、これ、回覧になっているんです。区長にも確認をいたしましたけれども、これ、清掃場所、岩和田海岸、浦仲海岸、中央海岸、浜海岸。基本的に町民清掃というのは、区内清掃じゃないんですか、基本的に。ただ、町外の方も、ぜひ、海岸清掃に参加したいという方がいらっしゃるの、よく承知しています。それを拒むものではありません。大変ありがたいことです。

そのほかにもたくさんあるんですよ。公民館行事もたくさんありますし、ありますよね。これ、どうされるんですか。これは今後、きちんと整理して。ほかで、だってこれだけかけてい

るんですよ。かかってないんですか。決算ですよ、かかっているんですよ。使ってはいけないなんて言っていないですよ、私は。これ、町長、整理していただけますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろありがとうございます。

町民清掃につきましては、たしか、昭和46年からやっております。そういう中で、ご承知のように、区内清掃は行っておりますが、海岸清掃を、かなりここ数年、行っていなかったんですよ。夏の前後、6月と9月に、今までずっとやってきたんですよ。ここ何年かやってこなくて、そういう中で、ご案内のように、海岸は皆さんの宝だ、町民の宝だということで、急遽、とにかく、すぐにでもいいから、ことしからやりましょうということで、6月に関係団体にご参加いただいて、今回も結果的に21日となって、これは本当にいろいろな行事が重なって大変なんですけれども、そういう中で、そういう日程の調整については、今後、十分に気をつけていかなければいけないと思います。

いずれにしても、海岸清掃を町民清掃として今からもう四、五年前からやっていないと思うんですが、これは、ぜひやらなくてはいけないということで、先般の衛生委員会議会でお願いしまして、今後、やはり、夏の前後は、海岸に近い地区の方々を中心に、ぜひ、海岸清掃をお願いしますと、会議で申し上げました。今回だけは、ちょっと日程の日取りがとれなくて、こういう形になりましたけれども、今後、十分反省しまして、皆様方にも協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今後は、十分注意をした運営をしていただけるということでございますが、私が問題にしているのは、これをやってはいけないということではないんですよ。もし、こういうものを出すのでしたら、町内全体に、お知らせ版と出ていました。これを、冠にして回覧する意図というのが、私には全くわからないんです。そのことだけを指摘しておきます。

で、今後どうするかということは、総合計画にもうたわれておりますので、やはり、これは、十分な議論をして、精査して、やり方、もし、変更するんだったら、変更することが必要だと思いますので、また今後、時間をかけて協議をしていければというふうに考えています。

その次に移ります。88ページでありますけれども、これは、都市計画費、住宅リフォーム補助ということで、193万2,000円ということで、決算に載ってございます。で、わかりやすい予算書を見ますと、住宅耐震リフォーム補助として245万円ということで、こちらから申しますと耐震費補助、耐震改修工事補助。こうしたものが決算に載っていない、要するに執行されず

に終わってしまったということになると思うんです。

そういう面では、不用額ということに挙がっているんだらうなというふうに思いますけれども、これは、その前の年も、これ、始めたときから指摘をさせていただいているんですね。これは地震の問題含めて大変大事でありますし、これそのものは、間接的には地域経済ですよ、大工さんだとか、電気屋さんだとか。そうしたものへの経済効果が大変高いということで、今、積極的に取り組まれている事案だと思うんですけども、それも含めまして、この決算と、それから今後について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、住宅リフォーム補助、193万2,000円の内容からご説明をさせていただきます。

まず、住宅リフォーム補助につきましては、予算額を200万円確保いたしまして、決算として、193万2,000円の結果となりました。件数といたしましては、24件の申請があり、内容といたしましては、20万円以上の改修、修繕、増築等の工事に向けて対象経費の10%を補助しているものでございます。

この事業に伴います経済効果といたしましては、工事費全体で4,196万3,000円という形で、集計をさせていただきました。うち、補助対象外の経費等もございまして、補助対象経費といたしましては、3,485万円というところで、今回の経済効果として、把握しているところで

す。また、石井議員さんご指摘の木造住宅耐震改修補助金、それから、木造住宅耐震診断費補助金ということで、それぞれ、予算額30万円と15万円を計上しているところでございますが、こちらについては、結果として、申請者がおりませんでした。石井議員さんがご指摘のように、現在、耐震に対する対策等、非常に重要な施策であるということでございますが、住宅の耐震改修リフォーム相談という形におきましては、定期的に県の住宅課と連携の中で開催をしております、相談窓口を、年に一度ではございますが、お知らせ版でお知らせをした中で、予約制にて受け付けをしているところです。

その結果といたしまして、耐震診断の改修につきましては、実際に行う場合には、額が高額であるというようなどころも邪魔をしております、今回の補助金については、30万円でございますので、実際に一般家庭の中で耐震改修を行う場合には、建てかえを行ってしまうような方が実際多く、制度としてはなかなか利用されていない状況です。

また、耐震診断につきましては、やはり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅というこ

とで、地上2階建て以下のものというところで条件がつけられております。これにつきまして窓口にご相談される方いらっしゃるんですけども、補助要綱の中で、対象にならなかったりというようなところでもございました。昨年度におきましても窓口相談が実際としては、2件ございましたが、実際に診断を受けるという決定には至っていない状況です。引き続き、制度の周知を含めて、せっかくの予算、制度ですので、執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） せっかくの制度と言っても、やはり、使えない制度なのではないですか。ですから、そういうことであるのなら、予算の範囲内で、なければ1件でもいいじゃないですか。そういうことの運用も含めて、制度そのものも、やはり、具体的に使えるような、確かに大きいですよ、耐震をやると。そういうことをきちんと、現状に合わないんだったら、現状に合わせるということも必要だと思いますので。その辺は、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 今のご意見でございますが、こちらの補助金につきましては、国の社会資本整備交付金の全体スキームの中で、住宅ストックという概念の中で、交付されているものです。どうしても国の基準の中で、補助金の交付が縛られているところもございますので、今後、石井議員のご指摘につきましては、町単独でどの程度の工夫ができるのか、という面もあわせて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。ぜひ、使えるような制度に向けて努力をいただきたいと思っております。

最後、96ページであります。学校管理費ということで、備品購入ということで、学校用備品ということで、概要の中にもありましたけれども、大きなものはタブレットですか、端末。こうしたものが配備をされたということで、私、委員会等で視察をさせていただきましたけれども、大変有効に活用されているというふうに伺っております。

また、これについても、ぜひ、もう少し台数のほうをふやしていただければということも当時、伺った記憶もございます。

で、先日、防災イベントで、こうした機器が大変有効に活用できるということをご紹介させていただきましたし、そのためにも、普段からこうしたものの機器の活用、それをできるよう

に、また、きめ細かな情報サービス、そうしたものも含めて、タブレットを活用する必要があるというふうに思うわけでありませうけれども、現在、役場の中で配置されているというのは、どの程度なのでしょう。どこというよりも、全体で把握しているんですか。

簡単に言うと、最低でも1課に1台と申しませうか、必要性もあるでしょうけれども、その辺は、職員のほうで考えていただいて、ただ、自分で聞いた中でも、例えば、必要な課にまだ行き渡っていないのかなというふうに思いますので。

例えば、今、紹介した教育委員会なんですけれども、学校は配備されているんですけれども、教育委員会は多分、配備されていないと思うんですよね。そうしたことも踏まえて、それと、送受信環境ですね、何回も言っていますけれども。そうしたものを、今後、きちんと整備していただきたいと思います。

そんなに多額でなくてもできる方法も幾つかあると思いますので、それも含めて、引き続き検討いただきたいと思いますが。それについて、庁内の活用について伺います。

○議長（中村俊六郎君） 浜のほうで車両火災が発生したということでありませうので、関係者については、退席いただいて結構です。

総務課長。

○総務課長（木原政吉君） iPad、今、申し上げますと、教育委員会の教育課と会計室以外については、配備しているという状況です。

全課にわたるように、また、連携をとれるように配備していきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 総務課長、火災についてはいいのかい。

○総務課長（木原政吉君） 今、連絡取りましたら、急ブレーキをかけて、エアバッグの粉が国道に散らかってしまっていて、広域のほうから連絡が入ったということで、大丈夫らしいです。火災ではないらしいです。間違えて通報した人もいたのですけれども、急ブレーキかけて、エアバッグの粉が散らかってしまったということです。どうもお騒がせしました。

○議長（中村俊六郎君） 続けて。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 機械との汎用ですけれども、どう活用するかというところの研究をぜひやっていただきたいと思います。

それと一言だけ。先ほど新築関係がありましたけれども、税の中で、家屋費の、家屋の新増築ということで載ってございましたけれども、新築というのはどの程度なのでしょう。世代だ

とか、人口の増減というのは伺っておりますけれども、新築家屋というのは、データ出てくると思われますので、建てかえ等もありますし、全く新しくうちも建っているわけでありましてけれども、その辺は、町づくりの大きな基本になると思っておりますので、データを持っていれば、聞きたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） それでは、過去3年について申し上げます。

平成23年中におきましては、木造の新築が43件、木造の増築が3件、非木造の新築が4件、合計で50件となっております。

平成24年中につきましては、木造の新築が28件、非木造の新築が6件、合計で34件です。

平成25年中につきましては、木造の新築が38件、増築が2件、非木造の新築が7件、合計、47件となっております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、発議第1号 今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、土井茂夫君、登壇の上、提案理由の説明をお願いいたします。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第1号。平成26年9月17日。

御宿町議会議長 中村俊六郎 様。

提出者、御宿町議会議員 土井茂夫。

賛成者、御宿町議会議員 小川征、伊藤博明、大地達夫。

「今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書」を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由は、今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書（案）のとおりとなりますので、読み上げさせていただきます。

今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書（案）

御宿町は、日西墨交通発祥の地として400年の歴史を持ち、白い砂浜を生かした観光を主軸にまちづくりを進めています。近年、特にアワビや伊勢海老などの海産物とともに、お米は農家の主要作物であり観光の中に地産地消を位置づけるなど重要であります。

ところが今年は異常な米価の下落に対し、農家に衝撃が広がっています。農林水産省の資料では、米1俵60キロ当たりの平均の生産費はH23年産で約16,000円かかる中で、8月下旬のJ Aの買取価格はコシヒカリ1等で9,500円という想定外の下落になっています。この2年間で5～6,000もの大幅な下落です。

この事態を放置すれば今後担い手である後継者が米づくりを見放し、一層の高齢化、農業人口の減少で農村部の過疎化が進み、耕作放棄地の拡大や、荒廃が進み地域農業が衰退してしまいます。

また完成が間近に迫った御宿町中山間総合整備事業においても農家が抱える返済計画も危うくなってきます。

全国的にも米価下落は食料自給率を低下させ深刻な事態を招きます。今般の農業の窮状にあたり、政府機関があらゆる対策をとることを強く要望し、次の事項を早急に変更されるよう求めます。

- 1 米価下落対策本部を立ち上げ、全国の米価の実態を緊急に調査把握し、深刻な事態を公表するとともに緊急対策をとること。
- 2 備蓄米の買い上げを当初目標通り実施すること。
- 3 その他、国際家族農業年にふさわしい家族農業を守り将来に希望が持てる米価回復の諸対策を実施すること。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(中村俊六郎君) 以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 平成26年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、平成25年度各会計の決算認定を初め、3報告10議案につきましてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。まことにありがとうございました。

本定例会での議員各位のご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり、住民生活の向上・発展に寄与するよう、町政の運営に慎重を期してまいり所存でございます。

さて、町では、来る10月5日にきずな記念日行事としてメキシコ、スペイン両国大使をお招きして、サンフランシスコ号追悼式を行います。同日、野沢温泉村村会議員の皆様方が行政視察研修でご来町することになっています。

また、8日から9日にかけて、野沢温泉村村民のご来町及び22日から23日には平成3年に町歴史民俗資料館と姉妹館締結いたしましたぼうぼうあたま博物館のフォン・ベーベンブルグ館長ご夫妻がご来町する予定でございます。

来月もこれら、各種行事が予定されておりますが、詳細につきましてはご通知申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

9月も中旬に入りましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、議員の皆様方におかれ

ましては、健康には十分にご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうも、ありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また、議事運営につきましてもご協力いただき、円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

日増しに秋が深まり、過ごしやすい季節となりましたが、夏の疲れが出やすい時期であります。健康には十分配慮されますよう、お願いいたします。

以上で平成26年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 4時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月18日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 大 野 吉 弘

署 名 議 員 新 井 明